

| 平成29年陸別町議会3月定例会会議録（第1号） |              |           |              |              |      |       |
|-------------------------|--------------|-----------|--------------|--------------|------|-------|
| 招集の場所                   | 陸別町役場議場      |           |              |              |      |       |
| 開閉会日時<br>及び宣告           | 開会           | 平成29年3月7日 | 午前10時00分     | 議長           | 宮川 寛 |       |
|                         | 散会           | 平成29年3月7日 | 午後4時16分      | 議長           | 宮川 寛 |       |
| 応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員     | 議席番号         | 氏名        | 出席等の別        | 議席番号         | 氏名   | 出席等の別 |
| 出席 8人                   | 1            | 中村佳代子     | ○            | 8            | 宮川 寛 | ○     |
| 欠席 0人                   | 2            | 久保広幸      | ○            |              |      |       |
| 凡例                      | 3            | 多胡裕司      | ○            |              |      |       |
| ○ 出席を示す                 | 4            | 本田 学      | ○            |              |      |       |
| ▲ 欠席を示す                 | 5            | 山本厚一      | ○            |              |      |       |
| × 不応招を示す                | 6            | 渡辺三義      | ○            |              |      |       |
| ▲㊦ 公務欠席を示す              | 7            | 谷 郁 司     | ○            |              |      |       |
| 会議録署名議員                 | 山本厚一         |           | 渡辺三義         |              |      |       |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名       | 事務局長<br>吉田 功 |           |              | 主任主査<br>吉田利之 |      |       |
| 法第121条の規定により出席した者の職氏名   | 町 長          | 野尻秀隆      | 教育長          | 野下純一         |      |       |
|                         | 監査委員         | 飯尾清       | 農業委員会長（議員兼職） | 多胡裕司         |      |       |
| 町長の委任を受けて出席した者の職氏名      | 副町長          | 佐々木敏治     | 会計管理者        | 芳賀均          |      |       |
|                         | 総務課長         | 早坂政志      | 町民課長         | （芳賀均）        |      |       |
|                         | 産業振興課長       | 副島俊樹      | 建設課長         | 高橋豊          |      |       |
|                         | 保健福祉センター次長   | 丹野景広      | 国保児童診療所事務長   | （丹野景広）       |      |       |
|                         | 総務課参事        | 高橋直人      | 総務課主幹        | 空井猛壽         |      |       |
| 教育長の委任を受けて出席した者の職氏名     | 教委次長         | 有田勝彦      |              |              |      |       |
| 農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名 | 農委事務局長       | 棟方勝則      |              |              |      |       |
|                         |              |           |              |              |      |       |
|                         |              |           |              |              |      |       |
| 議 事 日 程                 | 別紙のとおり       |           |              |              |      |       |
| 会議に付した事件                | 別紙のとおり       |           |              |              |      |       |
| 会議の経過                   | 別紙のとおり       |           |              |              |      |       |

◎議事日程

| 日程 | 議案番号   | 件名                                   |
|----|--------|--------------------------------------|
| 1  |        | 会議録署名議員の指名                           |
| 2  |        | 会期の決定                                |
| 3  | 議案第2号  | 町税条例等の一部を改正する条例                      |
| 4  | 議案第3号  | 陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例                 |
| 5  | 議案第4号  | 平成28年度陸別町一般会計補正予算（第11号）              |
| 6  | 議案第5号  | 平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）     |
| 7  | 議案第6号  | 平成28年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号） |
| 8  | 議案第7号  | 平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）         |
| 9  | 議案第8号  | 平成28年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）        |
| 10 | 議案第9号  | 平成28年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）       |
| 11 | 議案第10号 | 平成28年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）        |
| 12 |        | 平成29年度町政執行方針・平成29年度教育行政執行方針          |

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（吉田 功君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

御着席ください。

---

### ◎開会宣告

---

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成29年陸別町議会3月定例会を開会いたします。

多胡議員より、途中退席する旨、報告がありました。

---

### ◎諸般の報告

---

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎町長行政報告

---

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 1月17日、第1回臨時会以降、本日までの行政報告ですが、お手元にお配りの書面のとおりでございます。

なお、口頭で1件、御報告申し上げます。

ごみ処理の現状と今後についてであります。

本町では、平成14年12月から、足寄町相和地区に建設した銀河クリーンセンターにおいて、池北三町行政事務組合による広域処理事業を行っております。このときから、住民の皆様に御理解、御協力をいただきながら、17種類の分別収集を実施して、ごみのリ

サイクル等の推進や減量化に努めてまいりました。

銀河クリーンセンター内にある最終処分場、埋め立て処分施設の運用が平成30年度末でほぼいっぱいとなることから、平成31年度以降のごみ処理体制について、池北三町行政事務組合と構成町である3町で協議を進めているところであります。

その協議の中において、現施設の改修や、新たな最終処分場の確保には多額の費用が見込まれ、住民の皆様には大きな負担を強いることとなりますことから、別な施設での処理体制を検討、協議を行っているところでありますが、現在の収集体制をできる限り維持することを前提として、一部のごみについて、し尿処理と同様に、十勝環境複合事務組合による共同処理を行う方向で協議を行っているところであります。

今後、構成3町での統一した対応について協議を進めていきたいと考えております。

なお、3町の統一した対応について、一定の方向性が出ましたら、議会に報告していきたいと考えております。

また、陸別町、足寄町、本別町とも、資源ごみについては、平成31年度以降も引き続き銀河クリーンセンターにおいて処理する予定となっております。

以上で行政報告を終わります。

---

### ◎教育関係行政報告

---

○議長（宮川 寛君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申し出があります。

野下教育長。

○教育長（野下純一君）〔登壇〕 12月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

書面の中から1点、御報告いたします。

1月3日、平成29年陸別町成人式をタウンホールで挙行いたしました。対象者44名のうち36名が出席いたしました。初めに式辞を述べた後、野尻町長と宮川議長から心のこもったお祝いの言葉をいただきました。成人者を代表して鈴木幹太さんが「陸別の地に生まれたことを誇りに感じています。自然豊かな陸別の風土と、かかわってくれた方々への感謝を忘れずに、これからの人生を歩みたい」と成人の決意を述べました。会場には、小学校時代の恩師や保護者の皆様も列席されまして、ともに新成人の門出をお祝いしたところです。

次に、口頭で2点、御報告いたします。

1点目は、全国大会の出場についてであります。

1月10日、札幌市で開催されました第31回全道リコーダーコンテストにおいて、陸別リコーダーアンサンブルクラブが小学校部門2種目で金賞を受賞しました。うち、合奏の部において、3月26日、東京で開催されます第38回全日本リコーダーコンテストへの出場を決めております。本定例議会におきまして、出場経費に係る関係予算を計上して

おりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

2点目は、英語指導助手についてであります。

現在、クリストファー・ブラウン氏氏が平成27年8月に着任し、2年目の任期中であります。本人の健康面による都合により、今月、3月31日付で退職することとなりました。氏は、中学校、小学校の英語の授業や英語活動のほか、保育所園児との交流を深めるとともに、町民向けの英会話教室の開催や、友好姉妹都市ラコーム市との連携など、幅広く活躍しておりましたので、まことに残念ではありますけれども、健康の回復を願うものであります。

なお、後任につきましては、現在、手続きを進めております。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告にかかわる一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

---

### ◎開議宣告

---

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、5番山本議員、6番渡辺議員を指名します。

---

### ◎日程第2 会期の決定の件

---

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、3月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕平成29年陸別町議会3月定例会の運営について、3月3日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議をいたしましたので、その結果について報告いたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、条例の制定、一部改正8件、補正予算7会計、新年度予算7会計の合わせて22件であります。

また、町長及び教育長から、平成29年度における主要施策についての執行方針の表明があります。

議会関係では、一般質問5名、発議案1件、委員会の閉会中の継続調査についてを予定

しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から3月16日までの10日間とし、3月11日、12日及び15日は休会とすることに決定いたしました。

なお、3月10日及び16日につきましては、予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り会議を開くことに決定いたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のもの等について、議案第4号から議案第10号までの平成28年度各会計補正予算7件、議案第13号と議案第14号の陸別町指定地域密着型サービス関係条例の一部改正2件及び議案第17号から議案第23号までの平成29年度各会計当初予算7件を一括して説明を受けることにいたしました。

このうち、議案第13号、第14号については、相互に関連性が高いため、質疑、討論も一括することとし、採決はそれぞれ行うことにいたしました。

補正予算、当初予算につきましては、従前同様、質疑、討論、採決を各会計、議案ごとに行うことにいたしましたので御了承をお願いいたします。

以上のとおりでございますので、議員各位におかれましては、特段の御協力をお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から3月16日までの10日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月16日までの10日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

週休日及び諸般の事情のため、3月11日、12日及び15日は、特別の事情が生じない限り休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

---

#### ◎議案書の訂正等

---

○議長（宮川 寛君） 次に、日程に入る前に、本定例会の議案にかかわり、町長から議案書の訂正等について説明したいとの申し出がありました。

発言を許します。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 実はきょう、配付させていただきましたけれども、事前配付させていただきました、まず議案第12号について、ちょっと間違いがございましたので、差しかえをさせていただいております。

それから、資料ですが、事前配付しておりましたが、資料ナンバー23-1と68の資料については、本日、修正版を配付させていただきました。資料の中で数字等がちょっと間違いがございましたので、今後の議案審議の中では、修正版の23-1と68を参照していただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

---

### ◎日程第3 議案第2号町税条例等の一部を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第2号町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第2号町税条例等の一部を改正する条例についてですが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと思ひますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、私から議案第2号町税条例等の一部を改正する条例を説明いたします。

議案集の1ページをごらんください。

本改正は、ただいま町長が提案の理由で申しました法律等が昨年11月28日に公布されたことに伴いまして、町税条例等の改正を行おうとするものであります。

今回、条例改正の審議をお願ひするのは、その法改正に基づき、条例並びに12月定例会で改正いたしました条例の適用月日の変更が主な内容となっておりますので、あらかじめ御了承ください。

では、議案書をごらんください。

今回の改正は、まず第1条、町税条例（昭和37年陸別町条例第1号）の一部を次のように改正する。

ここで、陸別町税条例の改正と、5行目の、第2条、町税条例等の一部を改正する条例の一部改正（平成28年陸別町条例第20号）の一部改正の2条立ての構成となっております。

ます。

なお、平成28年陸別町条例第20号は、平成28年定例会において議決をいただいておりますが、そのうちのまだ施行前の内容を改正することから、町税条例等の一部を改正する条例の一部改正となります。

なお、説明に際しましては、内容が改正された部分のうち、主要な部分を重点的に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明資料として、新旧対照表と概要を整理した資料を配付させていただいておりますが、まず、議案説明資料ナンバー1-1をごらんいただきたいと思っております。この資料では、今回の改正内容の概要を示しております。この資料に沿って説明を申し上げます。

1番の第1条改正であります。附則第7条の3の2を一部改正するというものです。

ここでは、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を定めておまして、制度そのものは、住宅ローンを利用して住宅を購入または新築、増改築工事をした場合に受けられる所得税の住宅借入金等特別控除において、所得税で控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人の住民税で控除できる規定となっておりますが、消費税率10%への引き上げを踏まえて、その対象期間を2年半延長するというので、この居住要件の適用期限を現行の平成31年6月30日から平成33年12月31日まで、2年半延長し、平成43年度までの個人住民税で控除できるよう改正するものであります。

次に、資料の中で、2番の第2条の改正について説明をいたします。

12月に改正した内容の中で、この部分が直接消費税率の引き上げ延期にかかわっての改正ということになります。

12月定例会で審議いただいたときの条例第1条のうち、消費税率の引き上げ延期に伴って、平成29年4月1日施行を取りやめる部分のみを削って整理し、第1条の2を追加して、平成31年10月1日施行の内容として改めて規定しているものであります。

この改正について、大きなくくりで説明をいたします。2点あります。

1点目が、資料のほうの(1)法人住民税の税率の引き下げ時期の延期であります。

内容は、消費税率10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税、法人税割の引き下げにあわせて、地方法人税の税率の引き上げを行い、その税収を交付税の原資にするというものであります。下げ幅は3.7%ということで、当町は制限税率を適用しておりますので、現行12.1%を8.4%に改正するという内容でありましたが、先ほど申しましたように、消費税率の引き上げが2年半延期されたに伴い、この実施時期を平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用とする内容であります。

2点目が、(2)軽自動車税における環境性能割の導入時期の延期であります。

内容は、消費税率10%段階において、自動車取得税を廃止し、軽自動車税に環境性能割を導入すること、それにあわせて種別割を創設することとしていしましたが、消費税率の引き上げ時期が2年半延期されたことに伴い、導入時期を平成31年10月1日に延期す

るという改正であります。

なお、環境性能割の燃費基準達成度に応じて決定する税率区分については、技術開発の動向や地方財政の影響等を踏まえて、平成31年税制改正により見直すこととされております。

ここで、資料ナンバー1-6をごらんください。この資料は、改め文の新旧対照表となっております。右側の欄が現行、つまり12月定例会で議決をいただきました改め文の状態となっております。左側の欄が改正後の改め文の状態ということになります。

内容につきましては、第71条第2項のうち、軽自動車税の納期が、今年度まで4月1日から4月30日だったものを、5月1日から5月31日までに改正した部分につきましては、陸別町独自の改正でありますので、12月改正のままとして、平成29年4月1日施行、つまり平成29年度分の軽自動車税から適用となります。

次に、議案集7ページ、中段の附則をごらんいただきたいと思います。

附則を読み上げます。

附則、この条例は、公布の日から施行する、であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第2号町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第3号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第3号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第3号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例

についてですが、陸別町手数料徴収条例について、釧路地方法務局帯広支局長通知に基づき、同通知との整合性及び字句の整理を行うため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 議案集 8 ページをごらんください。

説明の前に、恐縮ではありますが、議案書の字句の訂正をお願いしたいと存じます。

提案理由のところではありますが、下から 2 行目の「陸別町手数料条例」となっておりますところを「陸別町手数料徴収条例」と訂正していただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第 3 号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を説明いたします。

本改正は、ただいま町長が申し上げましたとおり、釧路地方法務局帯広支局長の通知に基づきまして、同通知との整合性及び字句の整理を行うために、陸別町手数料徴収条例の一部改正を行おうとするものであります。

法務局からの通知につきましては、一部の市町村において、国の政令と条例の内容に齟齬している事案があるとの情報提供の形で管内の全市町村に出されました。

今回、その通知の中の当町における該当箇所につきましては、整合性を図るとともに、一部字句の整理を行っております。

なお、説明に際しましては、今回の改正によって項がずれたりしたものを整備する部分の説明を省略させていただきまして、内容が改正された部分のうち主要な部分を重点的に説明させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

あらかじめこの条例について説明させていただきますと、今から約 16 年前の話になりますが、地方分権一括法により、地方自治法等の一部改正に伴って、それまでの手数料徴収条例を廃止して、平成 12 年 4 月 1 日から現在の条例となっております。

まず、今回新たに加えます第 4 条の規定する内容につきまして説明をいたします。

この第 4 条では、郵送等によって各種証明などの書類を送付する際に、手数料のほかに郵送料を徴収することを規定しております。当町では、平成 12 年の制定時以来、郵送等による手続の規定を定めず対応してまいりました。

具体的に申しますと、例えば戸籍謄抄本や住民票の写しなどについて、町外の方から郵送等で請求があった場合に、返信用封筒に切手を貼ったものを同封していただいております。つまり、請求者の方に郵送料を実費負担していただいております。

平成 12 年の条例制定当時における国の見解では、今回、第 4 条で規定します郵便料については、実費徴収であることから、手数料条例には特に定めを持たない団体と、手数料条例に規定を置く団体があるということを確認しておりました。

しかしながら、今回、法務局からの通知を受けまして、現在の状態を改めるために規定

するものであります。

次に、説明資料によって説明を申し上げます。

ナンバー 2-2 をごらんください。この新旧対照表によって、別表の改正内容について説明いたします。

表の右側の欄が現行で、この下線部分を左側の改正後の欄にあります下線部分に改正する内容となっております。

最初に、右側の欄、現行の（１）と（２）について説明いたします。

当町では、平成 26 年 6 月 28 日から戸籍事務を電算化しておりますが、その際に、（１）と（２）の事務名を改正しております。当町の戸籍事務の電算化は、道内において後発でありましたので、事務名の改正に当たりましては、先進の町村の条例を参考に、わかりやすさの観点から、シンプルな表現とした経緯があります。ただし、この表現について、法務局からの通知では、国の政令等との齟齬があるとの内容となっておりますことから、左の表の（１）、（２）の下線部のおり改めるものであります。

さらに、この別表中の「事務」という字句を削除する整理をしております。

次に、資料の次のページ、2-3 をごらんいただきたいと思います。別表の（23）、（24）をごらんください。右の欄の現行では、地積の積の字が面積をあらわすのぎへんの「積」になっておりましたので、この機会に正しくたけかんむりの戸籍の「籍」に改めるものであります。

次に、議案集 8 ページ中段の附則をごらんいただきたいと思います。

読み上げます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしてみたいと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

7 番谷議員。

○7 番（谷 郁司君） ちょっと疑問に思う面があるので、説明をお願いいたします。

この手数料徴収条例の発効に伴って、一昨年からマイナンバーとか、その前には住基ネットとかという、そういうものを利用して、簡単に言えばコンビニから取り寄せることができるという方法で、この戸籍等や住民票、そういうものがとれるというのですけれども、その件に関しては、この手数料のほかにプラスアルファがあるのか、この値段でそのままそういうことが取り寄せることができるのか、お答え願います。

それと、先ほど郵便で今まで送ったものについては、返信用切手の同封、そういうものをした上でそれを送っていたというのですけれども、今度はそれをしないで直接手数料のプラスアルファしたものを徴収するのか、その辺、ちょっと説明願います。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） ただいまの最初の御質問ですが、コンビニ等での謄抄本の発

行であります。当町は件数からして、費用対効果を考えましたときに、コンビニでのサービスは現在もこれからも行う計画はございませんので、他町の取り扱いについては、ちょっと今の段階では承知しておりませんので、御容赦いただきたいと思っております。

それから、今回の郵便料の規定につきましては、形としては今までどおりで、現金で徴収するわけではなく、今までどおり実費として、切手を貼った返信用封筒を入れていただくという姿は今までどおりであります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第3号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 5 議案第4号平成28年度陸別町一般会計補正予算  
（第11号）

◎日程第 6 議案第5号平成28年度陸別町国民健康保険事業勘  
定特別会計補正予算（第4号）

◎日程第 7 議案第6号平成28年度陸別町国民健康保険直営診  
療施設勘定特別会計補正予算（第4号）

◎日程第 8 議案第7号平成28年度陸別町簡易水道事業特別会  
計補正予算（第4号）

◎日程第 9 議案第8号平成28年度陸別町公共下水道事業特別  
会計補正予算（第3号）

◎日程第10 議案第9号平成28年度陸別町介護保険事業勘定特  
別会計補正予算（第3号）

◎日程第11 議案第10号平成28年度陸別町後期高齢者医療特  
別会計補正予算（第2号）

---

○議長（宮川 寛君） 日程第5 議案第4号平成28年度陸別町一般会計補正予算（第

11号) から日程第11 議案第10号平成28年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)まで、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第4号平成28年度陸別町一般会計補正予算(第11号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,039万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,686万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第5号平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ366万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,488万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第6号平成28年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,254万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,808万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第7号平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ260万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,435万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第8号平成28年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ903万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,265万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第9号平成28年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億542万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第10号平成28年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,032万円とするものであります。

以上、議案第4号から議案第10号まで、7件を一括提案いたします。

内容については、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) それでは、議案第4号から議案第10号まで一括して説明を

せていただきます。

まず、議案第4号平成28年度陸別町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加、変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加、変更は、「第4表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、20ページをお開きください。

20ページは歳出であります。

今回の補正予算につきましては、特別会計を含めてもそうですけれども、各事務事業の確定、あるいは確定見込みによる減額が主な内容になっております。一部繰越明許費の増額の補正、あるいは1年間の実績見込みによる不足分の追加補正がございます。

あわせて、給与費明細書ですけれども、45ページから47ページにありますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

1款議会費1項議会費1目議会費ですが、9節旅費から使用料及び賃借料128万4,000円が主な内容ですが、これは台風による道外視察の中止に伴う減額128万4,000円。旅費、役務費、14節も中には含みますが、それが主な要因となっております。

それから、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費3節の職員手当は時間外の減額、旅費、委託料については確定による減額であります。

21ページ。

負担金補助及び交付金13万2,000円ですが、まず情報システム協議会の負担金31万3,000円、それから、その下の地方公共団体情報システム機構の負担金、これはマイナンバー制度に係る負担金でありまして、まず上の31万3,000円については、医療給付システム改修に係る負担金となります。その下の地方公共団体情報システム機構につきましては、今年度分の確定に伴う減額となります。

2目の文書広報費9節の旅費については、台風によりまして研修会が未開催ですので減額。役務費13万円につきましては、郵便料が不足するというところで、追加の補正、13万円であります。

5目の財産管理費2億5,629万2,000円の補正であります。まず、需用費60万2,000円ですが、燃料費26万7,000円の追加であります。これは総務課が管理する公用車燃料の不足分の追加。それから、光熱水費33万5,000円は、庁舎の電気料

の不足に伴う追加分であります。13節委託料は、地籍図修正ということで、入札執行残の56万1,000円。25節積立金であります、2億5,625万1,000円。資料ナンバー3をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。ふるさと整備基金で5,000万円。いきいき産業支援基金で1億540万8,000円、これは歳入でも出てきますけれども、優良家畜の貸付の繰上償還分が540万8,000円ございます。それと、補正予算の分で1億円。あわせて1億540万8,000円です。それから、地域福祉基金5,000万円の積み立て。公共施設等維持管理基金積み立てが4,000万円。給食センター管理運営基金積み立てが1,084万3,000円であります。

6目の町有林野管理費13節委託料、これにつきましては、野そ駆除の面積の減となります。なお、資料ナンバー5に町有林の収支一覧表を載せておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

それから、企画費の158万1,000円の補正でありますけれども、主なものについてかいつまんで説明をいたします。まず、総務課分ですが、700万5,000円の減額になっております。内容としては、まずラコーム市姉妹友好提携交流事業、町民3名の方を派遣しましたけれども、それで35万8,000円の減額。これは1人当たりの経費が予算よりも下がったということになります。それから、同じく19節で通学定期差額補助事業84万6,000円の減額。これは足寄高校、本別高校、北見市内の高校に通う定期差額の補助ですけれども、当初、34人見ておりましたけれども、29名ということで、マイナス5名分の減額となります。それから、移住交流対策事業24万2,000円の減額ですが、内訳としては、9節の旅費で9万3,000円、11節の需用費で11万1,000円、13節委託料で3万8,000円の減額となっています。それから、移住産業研修センター管理事業でありますけれども、173万3,000円の減額であります。内訳としては、賃金の18万9,000円の減額、需用費で151万9,000円の減額、14節で2万5,000円の減額となります。それから、地方版総合戦略策定事業ですが、30万4,000円の減額です。これは報償費で21万6,000円の減額、11節で5万8,000円の減額、19節で3万円の減額であります。まちづくり推進事業で352万2,000円の減額。これは報酬で7万2,000円の減額、19節で345万円の減額が内容であります。あわせて、産業振興課になりますけれども、民間活用住宅、19節ですが、920万円、単身者用世帯4戸分を補正しております。これは29年度への繰越明許費となる予定です。それから、建設課の太陽光発電設置事業、1件の減額、50万円が主な内容となります。

23ページ。

11目交流センター管理費ですが、需用費、これは燃料費がまずオーロラハウスの追加分の補正39万2,000円になります。それから、委託料、工事請負費、備品購入費については、入札執行残であります。委託料は6万5,000円、給水ポンプの更新。それから、15節はオーロラハウスの改修とLEDの照明工事の減額、70万2,000円。

備品につきましては、5万4,000円の減額、客室用の冷蔵庫などの入札執行残であります。

12目の銀河の森管理費、まず13節委託料で39万4,000円ですが、構内除雪13万5,000円の追加補正であります。

次のページですが、コテージ村の管理25万9,000円の追加であります。実は12月にも利用者増ということで補正をさせていただきましたけれども、その後も利用者がふえているということで、今回、25万9,000円の追加補正であります。ちなみに、補正後の稼働率は36.48%となります。

13目の地域活性化推進費504万2,000円の減額補正ですが、4節の共済費から使用料までは確定見込みによる減ですが、内容としては、主なものとしては、地域おこし協力隊員の費用関係が主な内容です。まず、新事業支援推進員、これは菓草関連ですけれども、24万円の減額、これは旅費で9節で21万2,000円。それから、使用料の14節で2万8,000円。それから、酪農支援員1名分、丸々426万7,000円の減額になります。これは募集をしておりましたけれども、応募者がなかったということで、全額の補正減となります。共済費で77万8,000円の減額、賃金で291万9,000円の減額、9節で44万3,000円の減額、11節で8万円の減額、12節で4万7,000円の減額であります。商工支援員15万1,000円の減額ですが、旅費で10万8,000円の減額、需用費で4万3,000円の減額であります。産業振興支援員は24万2,000円の減額。共済費で12万6,000円、9節旅費で6万6,000円、需用費で5万円の減額、これが主な内容であります。

25ページ。

2項徴税費1目の税務総務費、2目の賦課徴収費、それぞれ旅費の減額であります、これはそれぞれ確定見込みによる減額となります。

6項の監査委員費1目の監査委員費9節旅費、費用弁償ですが、これは確定減によるもの。

それから、3款民生費1項社会福祉費1目の社会福祉総務費1,104万8,000円の減額ですが、主な要因とすれば、扶助費で1,015万6,000円の減額が主な内容であります。まず、7節、9節、11節は確定見込みによる減額。報償費の3万5,000円は謝礼金ですが、手話通訳1名分を見ておりますが、利用者がなかったということで1名分の減額となります。

それから、次の26ページですが、光熱水費、防犯灯、それから、修繕料も防犯灯です。これはそれぞれ82万3,000円、22万5,000円の減額であります。12節14万3,000円は郵便料で10万円の減額。医療請求事務取扱5万5,000円の増ですが、これは子ども医療費、重度障害、ひとり親の医療費に係る請求事務の追加補正であります。それから、主治医意見書料4万2,000円の減額。当初14件を見ておりましたけれども、結果として5件ということで、マイナス9件分であります。13節委託料7万

2,000円は、ここに記載のとおり、手話通訳者・要約筆記者派遣、これも利用者がなかったということで、年度末において減額となります。今の報酬費と13節については、毎年度、必ず予算計上しますが、利用者がなかった場合は年度末で全額を減額で落とすと、そういう流れでございます。15節の46万8,000円の減額、これは防犯灯新設であります。19節の114万3,000円の減額。まず、臨時福祉給付金15万3,000円。これは1人3,000円の給付ですが、当初600人を見ておりましたが、549名ということで、マイナス51名分。それから、年金生活者等支援臨時福祉給付金99万円の減額。これは1人3万円支給されるものですが、当初599人見ておりましたが、566人ということで、マイナス33名分となります。扶助費1,015万6,000円ですが、まず支援費、地域生活支援費63万円、これはストーマの蓄便袋関係ですが、12名だったものが9名ということでマイナス3名分あります。

次のページ。

障害者介護給付費520万円の減額。障害者訓練等給付費370万円の減額。これはそれぞれ延べ日数の減による減額となります。相談支援給付費22万円、これも利用者の減による減額。身体障害者補装具交付費40万6,000円。これは7件見ておりましたが、3件ということで、マイナス4件分。それから、28節の操出金22万5,000円は、国保会計への操出金が180万6,000円、介護保険会計への操出金が41万9,000円となっております。

それから、2目老人福祉費ですが、まず報償費で10万円の減額。これは高齢者の徘徊ですとか虐待などについての研修会を1回開催するというので予算を見ておりましたが、諸般の事情で未実施となりますので、減額をさせていただきました。11節需用費57万9,000円の減額。これは燃料費で11万8,000円の減額、光熱水費で46万1,000円の減額ですが、まず、この燃料費と光熱水費については、福寿荘の分で燃料費が26万4,000円の減額、光熱水費で36万7,000円の減額、合わせて63万1,000円の減額となります。それから、ふれあいの郷も現在利用できませんので、燃料費が11万2,000円の減額、光熱水費で11万6,000円の減額、合わせて22万8,000円の減額。一方で、ふれあいの郷の代替施設として高齢者交流センターを使用しておりますので、燃料費で25万8,000円の追加補正、光熱水費で2万2,000円の追加補正、合わせて28万円の補正であります。差し引き燃料費で11万8,000円の減額、光熱水費で46万1,000円の減額となります。13節委託料112万8,000円の減額、高齢者在宅生活支援事業4万6,000円の減額、これは入札執行残。これは生きがい活動支援通所事業であります。それから、緊急通報システムで38万4,000円の減額。これは30台を見ておりましたが、2台分ということで、28台分の減額。それから、基本・実施設計40万1,000円の減額。これは福寿荘の基本・実施設計で、入札執行残であります。

それから、成年後見制度法人後見支援事業 29万7,000円の減額。これは社協への委託事業ですけれども、確定見込みによる減額となります。それから、14節使用料及び賃借料 61万円の減額。緊急通報システムの借上料であります。12月補正のときも説明をさせていただきましたけれども、契約が11月1日からということで、12月補正では4月から12月までの7カ月分の月数の減と、台数分、350台を減額しておりましたけれども、今回、11月から3月まで、50台、5カ月分を12月段階で見えておりましたけれども、見込みとして120台ということで、その差130台分の減額となります。それから、15節工事請負費 50万1,000円の減額。これはそれぞれ入札執行残でありまして、まず解体工事、これは福寿荘 25万7,000円の減額。その下、ふれあいの郷の改修工事 24万4,000円の減額であります。18節備品購入費 14万7,000円、事務用備品 13万円、これは居宅介護支援事業所のパソコンシステム1台の入札執行残。公用車 1万7,000円も、NPOに貸付する軽自動車ですけれども、これも入札による執行残であります。それから、19節も 263万2,000円の減額。まず、デイサービス運営事業 122万8,000円の減額ですが、これは資料ナンバー37をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思いますが、37番というのは新年度予算とあわせて掲載しておりますので、新年度予算のほうの資料をつけております。ナンバー37です。122万8,000円の内訳ですけれども、まず、介護収入の増に伴う補助金の減額が184万8,000円ございます。そして、コピー機1台、実は故障しまして、使えないということで、急遽、町のほうにコピー機1台、更新をお願いしたいということもございましたので、その中から62万円ほど充当して、122万8,000円の減額となります。これらについては、資料ナンバー37に記載をしておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

それから、居宅介護支援事業所運営事業 66万4,000円、これは資料ナンバー6をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思いますが、これは確定見込みによる減額であります。これは北勝光生会への補助金ですけれども、当初288人を見ておりましたが、318人ということで、30人ほどふえておりますが、その分、介護収入がふえておりますので、補助金の減額となります。扶助費で340万円の減額。これは老人福祉施設で7人計上しておりましたけれども6人ということで、マイナス1名分。

それと、居宅介護支援事業所の下介護予防・日常生活支援総合事業運営事業 74万円の減額ですが、これはNPOへの補助金でありまして、これは訪問型サービスAの部分でありますけれども、収入として介護保険会計からの委託料、それから、利用者の負担金がふえた。それと、歳出では車両などの燃料費の減額がございまして、それで補助金74万円の減額となるものであります。

3目の後期高齢者医療費、これは28節で後期高齢者医療特別会計への操出金の減額となります。16万9,000円です。

それから、29ページ。

2項の児童福祉費1目の児童福祉総務費126万円の減額ですが、まず賃金で11万5,000円、これは発達支援推進員に係る賃金の確定見込み減。扶助費で114万5,000円の減額。まず、交通費助成、児童施設通所17万円の減額。これは利用回数の減で、当初、帯広の通所を36回見ておりましたが、それが丸々未実施と、そういうことで17万円の減額です。支援費ですが、障害者介護給付費69万円の減額。これは6人見ておりましたが、3名ということで、マイナス3人分。相談支援給付費28万5,000円の減額。これは町が直営で実施したために、全額減額となりました。

それから、2目の児童福祉施設費198万7,000円の減額ですが、まず7節賃金で104万1,000円の減額。臨時保育士賃金ですが、これは確定見込みによる減額。15節の工事請負費26万2,000円の減額は、陸別保育所の改修でして、これも入札執行残であります。20節の扶助費68万4,000円の減額。これは保育ママ利用助成ですが、利用者が少なくなったということでの減額となります。

30ページ。

4款衛生費1項保健衛生費2目の保健衛生施設費、まず役務費5万円、これは通信運搬費ですが、電話料です。保健福祉センター全体の分の関係ですが、まず利用度が増しているということでもあります。居宅介護支援事業所ですとか、地域包括支援センター、2次健診の連絡ですとか、そういったもろもろの業務の増に伴う電話料の不足分の追加です。15節の5万9,000の減額は、保健センター改修、これは照明のLED化工事の入札執行残です。

3目の予防費431万6,000円の減額。8節の報償費、謝礼金11万1,000円の減額は、歯科衛生士分の、健診などの回数の減に伴う減額。13節委託料195万7,000円の減額。各種検診で95万6,000円の減額、予防接種で100万1,000円の減額。これは確定見込みによる減額でして、資料ナンバー7-1から4をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。20節扶助費で224万8,000円の減額。まず、妊婦健康診査11万2,000円の減額。これは道外分を1名見ておりましたが、対象者がなかったということで、その1名分の減額。新型インフルエンザワクチン接種費助成15万円ですが、当初35名を見ておりましたが、9名ということで、26名分の減額。それから、特定不妊治療費助成165万7,000円の減額。当初、2人、6回分を見ておりましたが、1人1回で、実績ということで、その残額165万7,000円の減額。日本脳炎予防接種32万9,000円の減額は、対象者の人数の減、回数の減ということで、当初42万2,400円見ておりましたが、9万3,310円ということで、32万9,000円ほどの減額となります。

4目環境衛生費7節賃金3万6,000円の減額は、墓地などの草刈りの確定による減額。9節旅費11万1,000円は確定による減額。

31ページ。

委託料5万5,000円の減額は、墓地周辺整備の草刈り、清掃であります。これは見

積み合わせによる減額となります。

5目の診療所費、繰出金2,965万円、これは直診会計への繰出金の減額となります。

2項の清掃費2目の塵芥処理費113万6,000円の減額ですが、まず、委託料で37万2,000円の減額。まず、廃棄物回収業務3万5,000円の減額。これは新恩根内橋の不法投棄の回収業務の委託料ですが、これは入札による執行残。その下の塵芥収集業務35万9,000円の減額は、これも入札執行残となります。ごみ袋等販売委託2万2,000円、これはごみ袋の販売増に伴う追加の補正です。19節76万4,000円の減額は、池北三町行政事務組合の負担金の確定見込みによる減額であります。

32ページ。

3項水道費1目の専用水道費、これは小利別専用水道水の関係ですが、13節委託料42万3,000円の減額。施設設備改修でありまして、浄水場ほか6施設の計装機器保守点検などが主な入札執行残となります。

2目の水道費、28節繰出金215万4,000円の減額。これは簡易水道事業特別会計への繰出金の減額。

5款労働費1項労働諸費2目の緊急雇用対策費、委託料239万9,000円の減額は、緊急雇用対策事業でありますけれども、確定見込みによる減額となります。

それから、3目の雇用再生対策費354万円の減額ですが、事業者の雇用促進支援であります。当初、新規で10人、840万円、継続で5人の126万円、移転費用で29万円で、15名の995万円で計上しておりました。6月定例会において、新規で7名、532万円、継続2名の33万円を追加して、9名分の追加で665万円を追加しました。あわせて、新規では17人の1,372万円、継続で7人の259万円、移転費用で29万円の、人数で24名、1,631万円、移転費用29万円で、1,660万円の予算を見ておりましたけれども、今回、新規では18名、1名増で、1,087万円、継続では同じ7名で210万円、移転が管内3名分で9万円、合わせて25名で1,306万円、354万円の減額となります。

次のページにいきます。33ページ。

6款農林水産業費1項農業費3目の農業振興費19節26万4,000円。中山間の支払い事業であります。面積が176平米ほど減っております。それにあわせて確定見込み減となります。

5目農地費ですが、委託料で191万3,000円の減額。農業用施設維持管理ですが、これは中トマム上大普地線ほかの入札執行残。19節負担金補助及び交付金3,787万円。負担金、これは農業競争力強化基盤整備事業負担金であります。金額としては、28年度の減額分が478万円、それから、29年度への繰越明許分が4,265万円、この差し引き3,787万円です。

資料ナンバーの8-1をお開きください。資料ナンバーの8-1は農業競争力強化基盤

整備事業であります。事業名から事業期間は記載のとおり。概要でありますけれども、28年度繰越事業ということで、全体事業費としては1億7,060万円であります。今回、春先の長雨と台風の被害によって、工事が中断したりですとか、最初から中止だとか、そういったことで大幅に28年度の事業が減っております。それとあわせて、関係機関から追加要望もございまして、29年度への繰越明許費事業として、事業費としては1億7,060万円。この25%分が4,265万円あります。これが繰越明許費となります。29年度もあわせて説明しますけれども、ここに記載のとおり、事業費は2億1,000万円で、25%分、5,250万円の事業費。合わせますと、全体事業費とすれば3億8,060万円の事業の予定ということでございます。

では、予算書33ページにお戻りください。

6目の営農用水管理費13節委託料で6万7,000円。施設等改修、これは上陸別とトラリ地区の計装機器の保守点検の入札執行残です。それから、工事請負費、水道管支障移転76万6,000円は、これは道道津別陸別線の線形改良工事に伴う移転工事ですが、入札執行残となります。備品9万8,000円の減額は、水道メーターの購入の確定見込みによる減額。

それから、7目公共草地管理費、11節は27万円の減額。これはトラリ草地の電気料の減、6万1,000円。修繕料が、トラリ草地の排水施設の確定による減額、20万9,000円あります。13節委託料8万2,000円は、トラリ草地の水源池の土砂上げに伴う確定見込み減。15節13万8,000円の減額は、これも入札執行残ですが、トラリ草地の配電線の切断の復旧工事であります。これは27年度災害の部分で13万8,000円の減額。備品購入費2万3,000円は、ポンプ用発電機の購入執行残であります。

それから、2項の林業費1目の林業振興費19節で1,352万7,000円の減額。まず、補助金、森林保護事業、野ネズミ駆除102万5,000円の減額。これはヤツバキクイムシ被害に伴う382.3ヘクタールの未実施による減であります。民有林造林促進事業1,150万円については、確定見込みによる減額。林業長期就労促進担い手対策56万2,000円の減額は、13名を見ておりましたけれども、5名ということで、8名分の減額。未来につなぐ森事業44万円の減額は、12月補正で面積124.56ヘクタールとして見ておりましたけれども、ヤツバキクイムシ対策として地拵えを予定しておりましたが、それが実施できなかったということで、4.18ヘクタール分の減額となります。

2目の狩猟費、賃金、役務費の11万2,000円は確定見込みによる減であります。

それから、3目の林道新設改良費912万3,000円の減額ですが、9節旅費で28万2,000円の減額。それから、工事請負費の林道開設工事314万1,000円の減額。これは入札執行残ですが、これは林業専用道の勲祢別線開設事業に係る執行残となります。それから、委託料で測量設計356万円の減額。これは陸別薫別支線の入札執行

残。それから、15節で林道維持管理工事14万7,000円、それから、その下の林道改良工事51万9,000円、これは陸別薫別支線ですが、それぞれ入札執行残となります。

それから、7款の商工費3目観光費、賃金3万8,000円は、観光推進専門員の賃金として、時間外割増賃金です。イベントの準備、あるいはその運営などで不足を来すということでの追加の補正となります。

それから、8款土木費2項道路橋りょう費1目の道路橋りょう総務費、まず委託料で33万7,000円の減額。道路台帳作成及び修正33万7,000円の減額、これは入札執行残です。

それから、2目の道路維持費15節工事請負費170万6,000円の減額。町道法面補修工事82万5,000円の減額、排水整備工事88万1,000円の減額は、それぞれ入札執行残であります。16節の原材料費、これは道路維持に係る分ですが、確定見込みによる減額、30万6,000円。それから、17節の公有財産購入費2万1,000円の減額は、土地購入に係る確定減額。

3目の橋りょう維持費13節委託料10万4,000円、測量試験費については、上陸別橋の測量試験費として、これは入札執行残。19節の負担金補助及び交付金142万8,000円の減額は、北海道市町村支援連絡協議会への負担金の減額、これは確定による減額になります。

それから、次、4項住宅費1目の住宅管理費15節工事請負費71万1,000円は、公営住宅の給湯器機器更新工事に係る入札執行残であります。

それから、5項の下水道費1目の下水道費28節繰出金、これは公共下水道事業特別会計への繰出金の減額283万3,000円です。

9款消防費1項消防費1目の消防費148万円の減額ですが、報酬6万3,000円の減額。9節旅費6万6,000円、19節153万円の減額。8節の報償費17万9,000円は退職報償金として、3月31日で1名が退団されるということでの報償金となります。

それから、38ページですが、とちち広域消防事務組合の確定見込みによる減額、141万8,000円がございます。

10款教育費1項教育総務費、まず1目の教育委員会費、旅費で23万8,000円の減額。これは費用弁償ですが、昨年を実施した道外視察などの執行残が主な内容です。

2目の事務局費、貸付金で奨学資金、18万円の減額。これは高校生1名分の減額となります。

それから、3目の教育振興費7節賃金36万5,000円は、学習支援員の確定見込みによる減額。9節旅費6万6,000円は、特別旅費ですが、これは昨年、ラコーム市に派遣しておりますが、その派遣分の残、6万6,000円の減額。それから、19節で10万円の減額。学校経営研究会、これは例年、10万円を補助金として出しておりました

けれども、今年度からこの補助金を廃止するというので、今回、減額となります。

39ページ。

4目スクールバス運行管理費12節役務費、車両検査等1万2,000円の減額。備品で1万円の減額。これは上陸別線のスクールバス購入、ワゴン車ですけれども、その購入に伴う確定による減額。

5目の教育研究所費、9節旅費、費用弁償ですが、これは研修会などの欠席に伴う減額となります。

それから、2項小学校費1目の学校管理費164万7,000円の追加補正ですが、大きいのは11節の143万7,000円。これは燃料費、不足が生じるということで、138万2,000円の追加の補正。修繕料として、特別支援室のガラスの入れかえなどが5万5,000円の追加の補正です。それから、13節委託料は11万7,000円の減額。これは教職員健康診断の確定による減額。備品購入費32万7,000円、これは事務用備品ですが、新学期に転入生が2名います。それとあわせて、現在の児童の机の不足分が14台ございまして、その転入生2人分と14台、合わせて16台分を購入して、入学式に間に合わせたいということでありませう。

それから、2目の教育振興費19節5万6,000円、これは給食費補助事業の確定見込みによる減額。

それから、3項中学校費、1目学校管理費で需用費51万4,000円は、燃料費、これも不足が見込まれるということで、追加であります。委託料7万4,000円の減額、これは教職員健康診断の確定減。

それから、2目の教育振興費で、給食費補助の分が2万9,000円の確定見込みによる減額。

それから、4項の社会教育費1目の社会教育総務費94万9,000円ほど減額しておりますが、主な事業について説明いたします。まず、社会教育委員関係では、確定見込みによる減額が22万3,000円ほどございます。報酬で12万1,000円、旅費で8万7,000円の減額。11節で1万5,000円の減額。それから、成人記念行事の開催事業、ここで5万5,000円の減額ですが、報償費で2万5,000円の減額。19節で3万円の減額となります。ことぶき学級参加事業ですが、これも2万6,000円の減額であります。19節で2万6,000円の減額となります。それから、中学生等海外派遣研修事業62万1,000円の減額ですが、中学生13名が参加しておりますが、8節で10万1,000円の減額、旅費、9節で4万3,000円の減額、14節で4万7,000円の減額、19節で43万円の減額であります。冒険・体感inとうきょう9万8,000円の減額ですが、9節です。今年度、6年生14名が参加をしております。学童保育所指導員設置事業、確定見込み減で57万円。賃金で26万4,000円。9節旅費で11万9,000円、11節で18万7,000円の減額であります。先ほど教育長の行政報告にもありましたが、文化団体活動推進事業64万4,000円の追加の補正であります。

11月10日に札幌で開催された全道リコーダーコンテストで、重奏、合奏で金賞を受賞しまして、全国大会の出場の推薦を受けました。十勝管内では陸別小学校のみ、道内からは陸別小学校を含めて5団体が全国大会に参加と聞いております。3月25日から27日までの2泊3日、児童7名、引率4名、11名分の補助金64万4,000円を今回補正しております。

それから、2目公民館費9万5,000円の減額。委託料で、施設管理で入札執行残3万4,000円の減額。工事請負費6万1,000円の減額。これは照明のLED化工事の入札執行残です。

それから、3目の文化財保護費、旅費、これについては研修会欠席に伴う減額となります。3万4,000円。

それから、5項の保健体育費1目の保健体育総務費50万4,000円の減額ですが、旅費で費用弁償で確定減で6万円。19節で町民スポーツレク大会、台風による中止でありまして、44万4,000円の減額です。

2目の体育施設費106万円の減額ですが、賃金で40万9,000円、これは管理人賃金、作業員賃金の確定による減額。それから、11節需用費13万6,000円、委託料28万5,000円、使用料5万4,000円、工事請負費9万9,000円、それぞれ確定による減額となります。工事請負費については、緑町スポーツ広場の照明増設の工事であります。それから、18節の備品購入費、これはプールの備品の確定による減額、7万7,000円です。

それから、3目学校給食費120万4,000円の減額は、賃金で臨時調理員、20万4,000円の減額。需用費、燃料費で100万円の減額であります。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費、これは昨年の台風7号、11号、9号の関係の復旧工事でありまして、63万8,000円の減。これは工事請負費であります。これは入札執行残であります。その下、2目林業用施設災害復旧費、これも、まず委託料で77万8,000円、これは入札執行残。それから、15節で302万4,000円、林業用施設工事の入札執行残、302万4,000円です。

それから、次のページ。

2項の公共土木施設災害復旧費、これも同じく台風7号、11号、9号の復旧工事でありまして、1目道路橋りょう災害復旧費、これは陸別薫別線の部分であります。資料ナンバー9をつけております。箇所図であります。これは後ほどごらんをいただきたいと思っております。まず、需用費34万7,000円、これは消耗品です。それから、工事請負費513万5,000円、これは道路橋りょう工事ですが、まず、先ほど説明した陸別薫別線の工事が2カ所で35メートル、571万6,000円。それから、単独分のペンケクンベツ原野線ほかで入札執行残が58万1,000円ほど減額がございます。差し引き513万5,000円の補正ですが、陸別薫別線の需用費34万7,000円と、工事請負費57

1万6,000円、合わせた606万3,000円は、29年度への繰越明許費となります。

以上で歳出を終わりました、歳入、10ページにいきます。

1、歳入。

8款地方特例交付金1項地方特例交付金、確定見込みによる減額、1万7,000円。

9款地方交付税ですが、今回、全額を計上しております。既定額では、普通地方交付税が20億7,666万1,000円と、特別交付税1億8,000万円で、合わせて既定額が22億5,666万1,000円であります。今回、普通交付税全額計上、9,890万1,000円を計上しまして、補正後の額は21億7,556万2,000円、これは28年度の確定額となります。特別交付税1億8,000万円で足した23億5,556万2,000円の予算となります。

11款の分担金及び負担金1項分担金1目の農林水産業費分担金、農業費分担金です。

2,743万9,000円ですが、28年度分の確定による減額168万3,000円、それと29年度繰越明許費に係る分、2,912万2,000円、差し引き2,743万9,000円が今回の補正となります。

それから、2項の負担金、民生費負担金、老人福祉費負担金、これは1名分の減、26万2,000円の減額。

12款使用料及び手数料の1項使用料、1目総務使用料の銀河の森宇宙地球科学館使用料80万9,000円、コテージ村の使用料ですが、これも先ほど歳出で説明しましたように、利用者の増に伴う追加の補正。

3目の衛生使用料1節の保健衛生使用料、公衆浴場使用料56万3,000円の収入の補正であります。これは利用者増に伴うもので、主な要因とすれば、高規格道路工事関係者の利用がふえたということが主な要因と聞いております。

4目の農林水産使用料2節の営農用水使用料20万円、これは上陸別地区の営農用水でして、使用水量が落ちているということで、20万円の減額。

2項手数料1目の総務手数料、現地目証明手数料、これは証明発行の増に伴う7,000円の追加。

2目の衛生手数料は、ごみ処理手数料。歳出でも説明しましたがけれども、ごみ袋の販売増が34万4,360円。事業系一般廃棄物処理量の増が11万1,398円となっております。

それから、13款国庫支出金1項国庫負担金1目の民生費負担金、社会福祉費負担金です。国庫負担金は、事業なり確定見込みの減額、あるいは追加が主な要因となります。

まず、国保の保険基盤、これは保険者への支援分の増、18万1,000円、それから、その下の障害者介護給付、障害者の訓練給付、これは確定見込みによる減額。

次のページ。

身体障害者補装具、それから障害者相談支援費、低所得者保険料関係も確定見込みによ

る減額。それから、2節の児童福祉費負担金292万3,000円の増。障害者介護給付、障害児相談支援、これは事業確定見込みによる減額ですが、子どものための教育・保育給付費負担金341万円は追加交付となります。

2項の国庫補助金1目の総務費補助金、18万1,000円の減額。これは社会保障・税番号制度に係る歳出と同額の減額となります。

それから、2目の民生費補助金、1節社会福祉費補助金ですが、185万2,000円の減額。地域生活支援事業から臨時福祉給付金事務費、臨時福祉給付金の事業費、年金生活者関係までは事業確定見込みによる減額。それから、2節の児童福祉費補助金、これは追加交付であります。子ども・子育て支援交付金13万円。

それから、3目の土木費補助金、道路橋りょう費補助金、建設機械整備費補助金、雪寒機械ですが、これは追加交付となっております。雪寒機械で93万7,000円。橋りょう長寿命化も13万6,000円の追加の交付。

4目の教育費補助金、教育総務費補助金で263万8,000円ほどの増。学校施設環境改善で337万8,000円、これは教員住宅の補助金でして、これは29年度に建設予定の補助金の追加の交付がございました。教員住宅の建設については、12月定例会で29年度に繰越明許するという議決をいただいておりますので、この補助金についても繰越明許費の財源となっていきます。それから、へき地児童生活援助費等補助金74万円の減額。これは小利別のスクールバスの購入に係る補助金ですが、実は当初で204万円ほど見ておりましたけれども、補助対象経費が車両本体ということになりまして、補助金が130万円に落ちました。その差額74万円の減額となります。あわせて、後ほど説明となりますが、この74万円落ちた分、起債のほうで50万円ほど上乗せをしていると、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

それから、5目災害復旧費補助金1節の公共土木施設災害復旧費補助金415万6,000円の追加。これは陸別薫別線に係る補助金でして、これも29年度への繰越明許費の財源となります。

それから、14款道支出金1項道負担金1目の民生費負担金、社会福祉費負担金、まず、国保の保険基盤安定負担金ですが、これは軽減分です。まず、保険者支援分で9万670円、財政支援分で68万8,388円の減額。以下、障害者介護給付から障害者相談支援までは確定見込みによる減額となります。それから、2節の児童福祉費負担金、障害者介護給付、障害児相談支援は事業確定による減額。子どものための教育・保育給付費は追加交付分で170万5,000円となります。

それから、2項の道補助金2目の民生費補助金、1節社会福祉費補助金18万5,000円は確定見込みによる減額。2節児童福祉費補助金13万円は子ども・子育て支援交付金で追加交付となります。

それから、4目農林水産業費補助金の1節の農業費補助金503万5,000円ですが、まず、農業委員会活動の補助金1万9,000円、これは追加交付であります。それ

から、中山間については19万9,000円の減額、これは確定による減額。それから、食料供給基盤強化特別対策事業521万5,000円ですが、先ほど資料で説明しましたがけれども、道営事業の関係ですが、これはパワーアップ事業とあって、25%のうち、農家の負担分を軽減するというので、農家の負担分が7.5%に落ちます。残った17.5%を北海道と陸別町で8.75%ずつ負担をします。それで農家さんの負担を軽減するという事業でありますけれども、道からの補助金として、まず28年度分で83万3,000円の減額、そして29年度への繰越明許分604万8,000円、差し引き521万5,000円の追加の補正となります。それから、2節林業費補助金45万3,000円。未来につなぐ森づくり推進事業は22万円の減額。野そ駆除事業も4万8,000円の減。これは事業確定見込みによる減額。その下、林業専用道勲祢別線開設事業は追加交付で181万2,000円です。

それから、次のページ。

経営林道陸別薫別支線は事業確定による減額109万1,000円。

3項委託金2目の衛生費委託金、5目の土木費委託金、これはそれぞれ追加の交付となります。

それから、15款財産収入1項財産運用収入の1目財産貸付収入、土地建物貸付収入ですが、移住促進住宅、定住促進住宅、移住産業研修センター、これはそれぞれ利用実績、見込みに伴う減額となります。

次のページ。

2項の財産売払収入2目の物品売払収入、生産物売払収入ですが、町有林の素材売払収入、それから町有林の立木売払収入、これはそれぞれ入札による減額となります。361万3,000円。

それから、17款繰入金1項の基金繰入金ですが、これは歳出で事業確定、取り崩しをした各基金の歳出における事業が確定なり確定見込みの減額になっておりますので、基金に戻すということになります。

まず、2目のいきいき産業支援基金繰入金で530万円の減額。

3目ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金で80万円の減額。

5目の地域福祉基金繰入金で120万円の減額となります。

18款繰越金で4,205万8,000円ですが、これは前年度繰越金です。確定額が9,262万9,653円です。既定の予算を1,000万円見ておりますので、それと、繰越明許費の財源として、一般財源ですが、4,057万1,000円の充当を見込んでおります。その差引額4,205万8,653円が今回補正となります。

それから、19款諸収入の3項貸付金元利収入、家畜導入貸付金収入、これは先ほど説明しました優良家畜の繰上償還分、540万8,000円です。これは、乳用牛22頭分の繰上償還となります。

4項の受託事業収入1目の農業費受託事業収入、トマム地区の監督等補助に係る受託収

入 2 万 9,000 円、これは追加交付です。

5 項の雑入 3 目雑入、学校給食費等では 1 2 万 2,000 円の減額。説明欄に記載のとおりでして、確定見込みによる減額。雑入では、説明欄に記載のとおり、503 万 3,000 円の補正となりますが、2 段目の建物災害共済金で 4 9 5 万 2,000 円ほどございます。これは、まず福寿荘の火災で被害を受けたふれあいの郷の保険金が 5 0 6 万 5,000 円ございます。これは 1 2 月の予算のときには一般財源で充当しましたので、特定財源としてこれを振りかえるという内容です。それから、トラリ草地の電気配線経路の 1 1 万 3,000 円の減額。差し引き 4 9 5 万 2,000 円となります。それから、水道管の移設、これは道道津別陸別線線形改良で 1 7 1 万 9,000 円ほどの追加の収入がございました。それから、宝くじ、重度心身障害、健康診査、退職手当、移住産業研修センター賄い、これはそれぞれ確定見込みによる減額で、農業者年金基金の業務委託料、これは追加の交付、4 万 8,000 円。

それから、20 款町債ですが、それぞれ事業確定に伴う減額が主な内容になります。

それで、先ほどスクールバスの関係で説明をさせていただきましたけれども、19 ページ、教育債の 2 段目、学校教育施設整備債 50 万円、スクールバス購入事業 50 万円、これが先ほど説明しました補助金が落ちた分、起債を借り入れすると、そういう内容であります。

災害復旧債の農林水産業施設災害復旧債、台風被害に伴う単独事業に係る分、600 万円。それから、公共土木施設災害復旧債、これは陸別薫別線が 100 万円、それから、単独事業分が 1,730 万円となります。

以上で歳入を終わり、6 ページをお開きください。

6 ページは、第 2 表の繰越明許費の補正でして、追加分です。

まず追加では、総務費、総務管理費、マイナンバー制度にかかわる分が 1 9 万 8,000 円。

それから、同じく太陽光発電設置事業で 1 件、50 万円。

それから、農林水産業費の農業競争力強化基盤整備事業 4,265 万円。

それから、災害復旧費の公共土木施設災害、陸別薫別線、606 万 3,000 円を追加する内容です。

変更ですが、民間活用住宅建設事業、先ほど説明しました単身者 4 戸分を補正後のほうに 920 万円ほど上乘せしてございます。

これが繰越明許費となります。

次のページ。

第 3 表は債務負担行為補正ですが、追加分です。庁舎警備から一番下の体育施設委託まで、これは 4 月 1 日契約となりますので、3 月中に入札を執行して、そのための債務負担行為となります。

それから、次のページ。

第4表地方債補正、追加ですが、先ほど説明した災害復旧事業で、総額2,430万円。内訳はここに記載のとおりです。

それから、変更ですが、まず、辺地対策事業で限度額830万円が、補正後は770万円、2段目の弥生橋改修が560万円から500万円に落ちています。ここで60万円が落ちていると。それから、過疎対策事業、3億2,670万円が、変更後は3億1,210万円で、1,460万円ほど限度額が下がっております。これはそれぞれ事業確定見込みによる減額が主な内容ですが、2段目の防災行政無線、3,250万円が3,130万円で、120万円の減額。その次、一つ飛んで、上陸別地区営農用水、660万円が420万円で240万円の減。その下、経営林道陸別薫別支線、1,150万円が1,040万円で110万円の減。その下、林業専用道勲祢別線、800万円が、これは逆に950万円、150万円ほど、事業量がふえたことによってふえております。それから、その下、林業専用道の上勲祢別本苦務線、2,250万円が1,450万円で800万円の減額。それから、公用車、雪寒機械の購入、2,060万円が1,960万円で100万円の減額。

次のページ。

同じく過疎債ですが、中段ほど、消防自動車購入負担金650万円が640万円で10万円の減額。その下、教員住宅、これは28年度、今年度分の建設分に係る起債です。3,290万円が3,020万円、270万円の減額。スクールバス、200万円が250万円、これは先ほど説明しました50万円の増。それから、社会体育施設整備、200万円が190万円で10万円の減額。今回、学校教育施設等整備事業、2,660万円が2,320万円で、340万円ほどの減となります。これは先ほど説明しました29年度への繰越明許事業でありまして、これは国の補正予算債でついた分でありまして、起債が340万円ほど下がるのは、先ほど補助金が追加交付になったと、その分が起債で落ちることになります。

以上で議案第4号の説明を終わります。次、議案第5号に移ります。

○議長（宮川 寛君） 副町長、ちょっとストップしてください。

これから特別会計の説明に入りますが、ボリュームからいって、15分では終わらないというふうに、私、判断いたしますので、少し早いですが、昼食に入りたいと思います。よろしいですか。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 引き続きまして、議案第5号の説明に移ります。

議案第5号平成28年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、9ページをお開きください。

この会計、歳出についても、事務事業などの確定なり確定見込みの減が主な内容になっております。

## 2、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目の一般管理費、この科目についても確定見込みによる減が、12節役務費があります。それから、委託料は国保連からの通知に基づく追加分。それから、19節で情報システム協議会、93万8,000円の補正がございますが、これは国保制度の改革関連に係るシステムの改修負担金として、93万8,000円ですが、歳入でも同額が入ってきます。それから、25節積立金、これは基金の積立金の減額、2,000円ですが、予算、1万6,000円見ておりましたけれども、近年の低金利のこともございまして、利息が1万3,407円ということで、2,593円、2,000円の減額となります。

2目連合会負担金については、国保連からの通知に基づく減額。

それから、3項運営協議会費1目運営協議会費も確定見込みによる減額になります。なお、報酬に係る給与費明細書は14ページにありますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

2款保険給付費1項療養諸費2目の退職被保険者等療養給付費、それから、3目一般被保険者療養費、4目退職被保険者療養費については、確定見込みによる減額、項の計として410万円の減額です。

それから、2項の高額療養費についても確定見込みによる減額。退職被保険者に係る分、80万円の減額です。

それから、3款の後期高齢者支援金等1項の後期高齢者支援金等ですが、これも13万8,000円の減額になります。医療費拠出金ですけれども、これは御存じのとおり、今年度の概算額から2年度前の概算額から精算額を差し引いた額との差額の負担金となります。これは支払基金の通知によりまして確定となります。

それから、6款介護保険納付金1項の介護保険納付金、これは支払基金からの通知に基づく確定の7万2,000円の減額。

それから、7款の共同事業拠出金1目の高額医療費拠出金19節38万1,000円の追加ですが、これは国保連の通知に基づいての追加の補正となります。

それから、3目の保険財政共同安定化事業拠出金、19節、これについては国保連通知に基づく確定による減額。

8款の保健事業費2項の保健事業費1目の保健事業費ですが、報償費から委託料まで、それぞれ確定見込みによる減額となります。なお、委託料で30万5,000円の減額で

すが、各種予防接種で15万6,000円の減額。これは予防接種に係る委託料でして、当初200人を見ていましたけれども、148人ということで、52名分の減額。その下の健康診査等14万9,000円の減額は、40歳未満の健診でして、20人を見ておりましたけれども、14人ということで、6人分の減となります。

それから、9款諸支出金3項の操出金1目の直営診療施設勘定繰出金647万1,000円の補正ですが、これは直診会計への繰出金647万1,000円になります。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページにいきます。

歳入、4ページになります。

1款の国保税ですが、1目の一般被保険者分、1節現年課税分で167万円の追加の補正となります。これは所得税などの増に伴う追加の補正と、それから、2節の滞納繰越分についても41万7,000円の増となります。

それから、2目の退職被保険者の国保税ですが、現年課税分で11万1,000円の減額。それから、滞納繰越分1万1,000円の減額ですが、予算編成時では、1万1,000円ほど、退職関係での未収がございまして、滞納繰越分として計上したわけですがけれども、既に全部現年度分が入ってきていると、そういったことで、この科目の減額となります。

それから、2款の国庫支出金1項の国庫負担金1目の療養給付費等負担金、現年度分、これは確定見込みによる増。

あわせて、その下、2目の高額医療費共同事業負担金についても確定見込みによる増。

それから、3目の特定健康診査等負担金、過年度分、これは平成27年度分の精算に伴う追加交付分、2万円です。

それから、2項の国庫補助金1目財政調整交付金325万8,000円の減額。これは財政調整交付金の減額となります。なお、今年度、初めてですが、普通調整交付金、当初950万円を見ておりましたけれども、今年度、全額の減額となります。特別調整交付金で624万2,000円の追加の交付となります。

3目の国民健康保険の業務準備事業補助金93万8,000円、これは先ほど説明しました国保制度の改革関連システム改修分、同額、93万8,000円です。これは歳出と同額。

それから、3款の療養給付費交付金ですが、これは支払基金から入ってくるお金ですが、退職被保険者の医療費にかかわる部分ですが、これも確定見込みによる減額となります。

それから、4款前期高齢者交付金16万4,000円の補正ですが、これも先ほどと同じように、今年度の概算額から2年度前の概算額から精算額を差し引いた額との差額、これも支払基金からの通知に基づく補正、16万4,000円です。

それから、5款道支出金1項道負担金の1目の高額医療費共同事業負担金、これは9万6,000円の追加交付。

それから、2目の特定健康診査等負担金、過年度分、2万円、これも国庫支出金にもありましたが、27年度分の精算交付、国庫補助と同額になります。

5款の道支出金2項の道補助金、財政調整交付金539万円の減額となります。

それから、6款の共同事業交付金1目共同事業交付金ですが、確定見込みによる減額、475万9,000円。

同じくその下の2目保険財政共同安定化事業交付金、これも確定見込みによる減額となります。

それから、7款財産収入の利子及び配当金、これも先ほど歳出で説明したとおり、2,000円の減額となります。

それから、8款繰入金1項他会計繰入金、一般会計繰入金ですが、まず、保険基盤安定繰入金は55万6,000円の減額。その他一般会計繰入金、事業分では68万9,000円の減額となりますが、財政対策分で305万1,000円の追加補正となります。

それから、9款繰越金については、確定額2,750万7,867円を全額計上となります。今回補正額が1,071万8,000円で、補正後の額が2,750万7,000円となります。

それから、10款諸収入1項延滞金加算金及び過料、一般被保険者延滞金、国保税延滞金8,000円ですが、これは5名分の延滞金、8,000円です。

10款諸収入2項雑入5目の雑入、これは健康診査等個人負担金、40歳未満の方の3万2,000円の減額。先ほど歳出で20人と言いましたが、30人の誤りです。したがって、30人の予算を見ていたとしても、14人ということで、16人分の減額になります。

以上で議案第5号を終わらせて、次、議案第6号の説明に移ります。

議案第6号平成28年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、7ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費、給料と手当で472万2,000円の減額ですが、これは休職している1名分の人件費の減額となります。なお、給与費明細書は8

ページ、9ページにありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

2款医業費の1項医業費3目の医薬品費、需用費で医薬材料費ですが、5,782万1,000円の減額であります。これは昨年10月から実施しております院外処方に伴う減となります。

以上で歳出を終わりました、歳入、5ページに移ります。

#### 1、歳入。

1款診療収入1項入院収入、入院収入では、国保と一部負担金で60万円ほどの減額。

それから、2項の外来収入では、国保、後期高齢者、一部負担金で5,300万円ほどの減額となります。

3項その他診療収入では、諸検査等収入、事業所健診で20万円、予防接種などで100万円、合わせて120万円の減額となります。

それから、5款繰入金で1目の一般会計繰入金2,965万円の減額です。内訳は、ここに記載のとおり、財政対策分で2,799万円、医療機器等整備分で166万円、その減額。2目国保事業勘定特別会計繰入金、へき地診療所運営分で647万1,000円の追加の補正となります。

6款繰越金、前年度繰越金ですが、確定しているのが2,092万7,005円ですが、今回、全額補正となります。補正額は1,573万6,000円で、補正後の額2,092万7,000円となります。

8款町債ですが、診療施設整備債、医療機器等整備事業で30万円の減額。これは歳出確定に伴う起債の減額となります。

以上で歳入を終わりました、4ページをお開きください。

#### 4ページ、第2表債務負担行為であります。

診療所清掃等委託業務、医療事務委託業務、夜間休日警備委託業務、これもそれぞれ4月1日からの契約となります。3月中に入札を執行する予定であります。

それから、第3表地方債補正、変更です。過疎債の医療機器等整備事業、これはマルチスライスCT分であります。補正前は2,680万円でしたが、事業確定に伴って2,650万円、30万円の減額となります。利率についてはここに記載のとおりであります。

以上で議案第6号の説明を終わりました、次、議案第7号の説明に移ります。

議案第7号平成28年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

#### 歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### 地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、6ページをお開きください。

## 2、歳出。

2款施設費1項施設管理費1目の施設維持費ですが、委託料から工事請負費、備品購入費までは、それぞれ入札執行残等による減額となります。

それから、2目の施設新設改良費74万2,000円の減額ですが、これも委託料、それから工事請負費、それぞれ入札執行残となります。

以上で歳出を終わりました、歳入、5ページをお開きください。

1、歳入ですが、2款国庫支出金1目の簡易水道事業補助金5万3,000円の減額ですが、これは機器更新に伴う補助金の減額。

4款繰入金、一般会計繰入金215万4,000円の減額。これは一般会計からの繰入金の減額です。

7款町債、簡易水道事業債、配水管整備60万円の減、機器更新20万円の増、差し引き40万円の減額となります。

歳入を終わりました、次、4ページをお開きください。

4ページは、第2表地方債補正であります。

変更でありまして、起債の目的、過疎債で、2,240万円の限度額で、補正後は2,220万円、20万円の減額であります。内訳としては、配水管整備事業1,680万円ですが、1,650万円で、マイナス30万円。機器更新事業で560万円でしたが、570万円、10万円増となります。

それから、簡易水道事業債では、2,240万円が、同じく20万円減額の2,220万円。内訳としては、配水管整備事業で1,680万円が30万円減の1,650万円。機器更新事業では560万円が10万円増の570万円となります。

以上で議案第7号の説明を終わりました、次、議案第8号の説明に移ります。

議案第8号平成28年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、6ページをお開きください。

## 2、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目の一般管理費、委託料9万2,000円の減額は、下水道台帳作成、これは入札執行残。

それから、2款施設費1項施設管理費1目の施設維持費、全体としては162万1,000円の減額でありまして、まずは需用費で光熱水費24万5,000円の追加であります。これは浄化センターと、それからマンホールポンプ6カ所の電気代の増に伴う追加の補正。それから、役務費2万円、これは電話料ですけれども、警報関係、台風被害ですとか故障、そういったものでの通報がふえておりまして、その通話料が2万円の補正の増となります。それから、13節委託料152万4,000円は、それぞれ記載の事業に対する入札執行残。工事請負費14万7,000円についても入札執行残。18節の備品購入費、これについても水質分析、水道メーター関係については確定による減額、21万5,000円です。

それから、3款事業費1項下水道整備費1目の下水道建設費、全体で732万円の減額ですが、委託料47万2,000円、これは入札執行残によるものです。工事請負費684万8,000円の減額。ここに記載のとおり、これも汚水柵設置等附帯工事84万8,000円、機器更新600万円の減額、これも入札執行残となります。

以上で歳出を終わりました、歳入、5ページをお開きください。

#### 1、歳入。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道事業補助金320万円の減額です。これも事業費確定に伴う減額となります。

4款繰入金1項他会計繰入金1目の一般会計繰入金、財政対策分で283万3,000円の減額。

6款町債1項町債の下水道事業債、これも歳出確定に伴う300万円の減額。過疎債で150万円、下水道事業債で150万円の減額となります。

次、4ページをお開きください。

4ページは、第2表債務負担行為であります。

陸別浄化センター維持委託業務3,046万7,000円ですが、4月1日からの契約となりますので、今月中に入札を執行する予定であります。

それから、第3表地方債補正、変更ですが、過疎対策事業810万円が、補正後は660万円、150万円の減額。

それから、下水道事業についても、補正前810万円ですが、補正後は660万円で、150万円の減額となります。

なお、利率については、補正後ともここに記載のとおりであります。

以上で議案第8号を終わりました、次、議案第9号の説明に移ります。

議案第9号平成28年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、8ページをお開きください。

2、歳出ですが、資料ナンバー10に介護給付費財源充当一覧表をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思えます。

2款の保険給付費1項介護サービス等諸費1目の居宅介護サービス給付費161万円の追加の補正となります。

2目の居宅介護サービス計画給付費、これは16万円の減額。

それから、3目の施設介護サービス給付費、これは86万円ほどの追加の補正となります。

それから、4目の居宅介護福祉用具購入費25万円の確定見込みによる減額。

2項介護予防サービス等諸費1目の介護予防サービス給付費、これも見込みによる51万円の追加の補正。

2目の介護予防サービス計画給付費、これも同じく見込み増による16万4,000円の補正。

次、3目の介護予防福祉用具購入費7万円の追加の補正であります。

それから、3項その他の諸費1目の審査支払手数料、これは2万円の減額、確定見込みによる減額。

それから、4項の高額介護サービス等費1目の高額介護サービス費31万円の減額、これも確定見込みによる減額となります。

次、5項の高額医療合算介護サービス等費1目の高額医療合算介護サービス費131万2,000円の追加であります。対象者が18名ほど増、つまり当初では43名を見ておりましたけれども、61名の見込みということで、18名分、131万2,000円の追加の補正。

それから、2目の高額医療合算介護予防サービス費、当初は科目存置でありましたけれども、今回、1名、1,574円の方が出ましたので、1,000円の追加の補正で、補正後、2,000円となります。

それから、6項特定入所者介護サービス等費1目の特定入所者介護サービス費、これも実績見込みに伴う追加の補正、17万円あります。

それから、3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目の介護予防生活支援サービス事業費、まず委託料は、NPOへの訪問型サービスAの委託料ですが、30万3,000円の減。これは一般会計でも説明しましたけれども、利用者の減があります。それから、19節負担金補助及び交付金で46万8,000円の減額。これは第1号事業給付費で確定見込みによる減額。

それから、2目の介護予防ケアマネジメント事業費34万1,000円の減額、これも確定見込みによる減額となります。

それから、3款4項その他諸費1目の審査支払手数料、確定見込みによる減額、2万5,000円あります。

それから、5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目の介護給付費負担金等返還金、今回、1,000円減額ですが、これは端数調整に伴う減額となります。なお、返還金は、補正後、675万円でして、金額とすれば674万9,596円ということで、端数調整に伴う1,000円の減額となります。

以上で歳出を終わりました。歳入、4ページに移ります。

1、歳入。

1款介護保険料1項介護保険料、第1号被保険者保険料、確定見込みによる91万5,000円の減額。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目の介護給付費負担金、現年度分、確定見込みによる減額、240万8,000円。

それから、2項の国庫補助金1目の調整交付金、それから、2目の地域支援事業交付金、3目の事業費補助金、それぞれ確定見込みによる増額または減額となります。

3款道支出金1項道負担金1目の介護給付費負担金、介護給付費の増に伴う118万9,000円の追加の補正。

それから、2項道補助金、地域支援事業交付金、現年度分、確定見込みによる13万8,000円の減額。

それから、4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目の介護給付費交付金、今回、169万8,000円の確定見込みによる減額。

同じく2目の地域支援事業支援交付金30万9,000円についても確定見込みによる減額となります。

それから、6款繰入金1項他会計繰入金1目の一般会計繰入金、まず1節の介護給付費繰入金49万3,000円の補正。それから、2節事務費繰入金15万8,000円、これはシステム改修分の追加であります。それから、3節の地域支援事業繰入金、これは確定見込みによる減額、13万7,000円。低所得者保険料軽減繰入金9万5,000円、これも画定見込みによる減額。

6款繰入金の基金繰入金ですが、今回、678万8,000円ほど基金を取り崩して財源充当を予定しました。

7款繰越金、前年度繰越金は2,000円の減額。この2,000円の減額についても、端数調整による減額となります。確定している前年度繰越金は1,152万1,215円です。したがって、端数調整の2,000円の減額によって、補正後は1,152万1,000円の予算となります。

8款諸収入3項雑入4目の雑入、総合事業利用者負担金3万円、これは訪問型サービスAに係る参加者負担金の減額、3万円です。

以上で議案第9号を終わりました。次、議案第10号の説明に移ります。

議案第10号平成28年度陸別町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

## 2、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、委託料13万8,000円の減額。これは予防接種でして、インフルエンザ予防接種、当初は400人を見ておりましたが、354人ということで、マイナス46人分、13万8,000円の減額。19節3万1,000円の減額、これは償還払いでして、これも同じく予防接種で、インフルエンザ予防接種分です。20人を見ましたが、14人で、6名の減、3万1,000円であります。

それから、2款の後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金、これは保険料等負担金の補正、18万1,000円です。これは歳入にも出てきますが、保険料が18万1,000円ほど収入増が見込まれるということで、歳入歳出同額となります。

4ページ、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料で特別徴収分で確定見込みにより15万8,000円の減額。普通徴収分で確定見込みによる33万9,000円の増。差し引き18万1,000円の補正となります。

それから、3款繰入金1項他会計繰入金1目の事務費繰入金ですが、16万9,000円の減額となります。

以上で議案第4号から第10号までの説明を終わります。以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第4号平成28年度陸別町一般会計補正予算（第11号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は20ページからを参照してください。

1款議会費、20ページから、2款総務費、28ページまで。

6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 議案書の27ページの2目老人福祉費13節委託料ですが、これの老人緊急通報システム設置についてちょっとお伺いいたします。

これ、ちょっと申しわけございません、私、聞き逃してしまったもので……。

○議長（宮川 寛君） 渡辺議員、ページがそこまでいっていないのですけれども……。総務費だよ。失礼しました。どうぞ続けてください。

○6番（渡辺三義君） 済みません、今、ちょっと28ページまでと聞き間違えましたので、申しわけございません。

○議長（宮川 寛君） いいですよ、老人福祉費。

○6番（渡辺三義君） 済みません、それではもう一度、申しわけございません。混乱させまして、本当に大変申しわけございません。

議案書27ページの2目老人福祉費ですが、13節委託料、老人緊急通報システムの設置、撤去という項目があるのですが、ちょっとこの辺、私、聞き逃しまして、もう一度確認のお話になりますが、現在の設置状況、それと、今後の設置状況がどのようになっているのか、それと、この通報システム、どのようなシステムなのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午前 1時37分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第4号平成28年度陸別町一般会計補正予算（第11号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は20ページからを参照してください。

1款議会費、20ページから、3款民生費、29ページまで。

丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいまの御質問にお答えします。

緊急通報装置、現在と新たにということでありましてけれども、基本的には切りかえなので、今あるものがそのまま移動ということになりますので、そこをちょっと御理解していただいた上で、私が説明いたします。現在、今年度中に31台の切りかえが終わっております。今、申請が切れる方が1台あります。今年度中の切りかえが32台ということで、緊急通報装置の設置は32台ということになるかと思っております。旧NTTのシステムにつきましては、12月の時点でNTTの契約が終わっておりますので、もう1台もありません。

それから、どんなシステムなのかということですが、もちろん個人の通報ができるということと、煙の感知がある、それから、生活の実態がわかるように、空間センサーというものを設置したものが、多分と言ったら申しわけないのですが、トイレの前とか、通常、人間が1日1回は行くだろうというところあたりにセンサーが設置されておまして、動きがないということになりましたら、センターのほうに通報が行き、警備員が駆けつける。それから、遠くにいる方で、家族の方が契約をしていただければ、そちらのほうにもメールで連絡が入るというようなシステムになってございます。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、3款民生費1項社会福祉費2目老人福祉費19節負担金補助及び交付金、ページは28であります。

介護予防・日常生活支援総合事業運営事業費74万円の減額についてであります。この事業につきましては、今年度から取り組まれているものでありまして、当町といたしましては、訪問型サービスと通所型サービスの二つの事業につきまして、訪問型では陸別町社会福祉協議会とNPO法人優愛館、それと、通所型では陸別町デイサービスセンターを予定していると、そのように当初で説明を受けておりました。

この当初予算が524万1,000円でありましたところを、今回の補正で74万円減額するということでもあります。先ほど利用者の変動の説明がありましたが、各事業ごとの延べ利用人数の見込数、それから、可能であれば当初の数字との対比で御説明いただきたいということでもあります。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） まず、先ほどの74万円の減額でございますが、副町長は人数の減という、大きくくりで説明いたしましたけれども、現実としては、これは6月から事業を開始しようとしていた部分が9月にずれ込んだという部分で、実際の利用人数が減ってしまっているということがございます。

御質問の、訪問型Aのサービスにつきましてですけれども、まず年度当初、6名の実人数の見込みを立てまして、週1回、10カ月を利用するというところで、240回の想定でありました。現在、3月時点で、見込みも、今後、出た場合という部分も含めて4人の見込みであります。延べ利用回数を139回というふうに見込んでおります。その分の減額となります。金額としては、こちら、補助金でございますので、補助金につきましては、運営事業の補助金ということで、NPOの運営する部分の補助金ですので、収支の、6月からやる予定であったということが9月からにずれ込んだということもあります。人件費相当につきましては、これは準備ということで、減額の対象とせず、管理経費、車両の経費、先ほど副町長が申し上げましたけれども、車両経費及びそれに伴う諸経費の分の減額というふうになっております。

それから、第1号事業のほうもでしたか。失礼いたしました。第1号事業のほうは、28年度当初、訪問型、12人を見込んでおりました。3月現在、27人ということで、15名の増ということでもあります。

一方、通所型のほうですが、これは151名を見込んでいたところではありますが、102名という見込みとなつてございまして、50名弱の減ということの差し引きの補正となっているところであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいまの説明、詳しく説明いただけたと、そのように思っております。

関連してであります、13節の委託料、高齢者在宅生活支援事業、これは介護予防施設ふれあいの郷で行われております生きがい活動支援通所事業であります。前段で説明いたしました総合支援事業も含めてであります、それぞれ限られた利用対象者を、今、いろいろな事業で町内で運営されているわけでありまして、一応私どもも再三聞いているところであります、ある程度の事業所のすみ分け、利用者のすみ分け、これは想定しているのだというふうに伺っております。一応町は事業者の立場でありますから、大まかで結構でありますので、すみ分けの基本的な考え方を教えていただきたいと、そのように考えております。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） すみ分け、各法人等もありまして、いろいろと法人の計画等もございますので、一概にということはありませんが、再三、各会議の場で、地域ケア会議ですとか、地域包括ケアシステム推進会議ですとか、高齢者サービス調整会議の場で、関係者が集まって話し合いをしているというところで説明をしたところでございますが、その中で、すみ分けというか、どういった事業をどこがやっていったらいいのだろうと、こういった事業をここでやらしてもらえないかというような話をしながら今に至っているわけですけれども、今行っている訪問介護、いわゆる介護側の事業につきましては、できれば社会福祉協議会の訪問介護事業所にやっていただきたいということ、それから、今、訪問型Aをもう既にNPOに委託しておりますので、こちらについてはさらに充実した内容でやっていただきたいなというふうに思っております。デイサービスにつきましては、やはりノウハウのある北勝光生会で今後もやっていただければということも考えておりますが、先ほどありました生きがい通所の関係につきましては、今後は、やはり機能訓練型の、そういうような内容に変えていきたいとか、変えていかなければならないなということもありますので、それにつきましては、NPO、それから北勝光生会も含めた中で、知恵を出し合っていきたいという、今、そういう状況であります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 21ページなのですがすけれども、総務費の5目か、ちょっと済みませんけれども、25節の積立金の関係の質問なのですがすけれども、先ほど説明をされている面で、ちょっと数字が余りぴんとこない面があるのですけれども、資料ナンバー3がありますよね、基金の積み立ての表が。その表の見方が、私、ちょっとわからない面とわかる面とが混雑しているのですけれども、積立金2億5,600万円のうち、ふるさととか、あるいは給食センターまで、その数字等がどこでどういうふうにこの資料で当てはまるのか、もう一度説明願いたいと思いますけれども。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 基金の資料のほうは28年度の年間のものを出しております

ので、ここでは予算額の中にこの積み立ての額がプラスされてきております。これまでの予算の中で、財政調整基金ですと223万4,000円、それから、ふるさと整備基金ですと5,095万2,000円、このように積み立てをしていくような形になっております。ちなみに、ふるさと整備基金の95万2,000円は、当初で組んでいる利息……、申しわけありません、寄附によるものになっております。このような形で、これまで年間で寄附等で受けたものが積み重なって予算のところに入っておりますので、この予算の額の中に、今回の積立金の額が含まれているというふうに御理解いただければと思います。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今の説明を聞いてもちょっとわからないのですが、例えば陸別町いきいき産業支援基金というのがありますよね。その中で、今回、1億500万円を積むということなのですが、ここでいう表では、今言った、簡単に言えば3月補正後ということですから、今回の補正でこの数字が1億500万円が出ると思うのですが、その数字が見えないので不審に思っているのですが、簡単に言えば、総額もずっと一連でありますよね、運用収益から、予算があって、それから取り崩しがあってどうのこうのと。そういった面でいくと、会計監査のほうで1月31日現在の数字もいただいているのですが、それらとが何かリンクしない気がするのですが、その辺、もう一度、詳しくというか、わかるように、どこでどういうふうに数字が動いているのか、ちょっと説明願います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 細かい数字はちょっと別にして、今回、補正予算で積立金で2億5,625万1,000円積んでいますよね。先ほど説明したいいきいき産業支援基金で1億540万8,000円、今回積み立てしますと。その数字というのは、この予算の中のいきいき産業支援基金の予算、28年度中増減の中の1億5,531万2,343円の中に1億540万8,000円がもう入っている数字になっています、この中に。

その差し引きが、つまり去年の臨時会ですとか定例会ですとかで、いきいき産業支援基金でしたら、優良家畜導入の繰り上げ償還分が歳入で入って、歳出でこの基金に積むですとか、そういう増減が予算分に入っていると。考え方はそうです。だから、先ほど総務課長が説明した、ふるさと整備基金で5,095万2,000円ございますよね、表では。今回、5,000万円積みます、ふるさと整備に。

そうすると、ふるさと整備でいくと、5,000万円積んで、予算額が5,095万2,000円で、予算上は積み立てをしましたということになるのです、今回の補正で。その差額分、つまりふるさと整備だったら95万2,000円というのは、今まで年度中に、3月定例会までに、例えば寄附が、今回は別にして、12月定例会までに、寄附ですとか、そういったもので受けたものをふるさと整備に積んだお金が95万2,000円ありますと、そういう意味です。だから、今回の補正予算の積み立て分が、もうこの基金の予算額の中に入っていると。つまり、その差額分というのは、年度中、6月定例会なり9

月、12月、そういった中で、いきいき産業支援基金でしたら、優良家畜の繰り上げ償還分、それを年度途中で補正しますよね。歳入で貸付収入で受けていきいき産業支援基金に積み立てをしていると。これは今までも定例会ごとに、そういうものがあれば積み立てをしています。だから、いきいき産業支援基金でしたら、当初予算で見ている約定償還分、8月31日に定期的に入ってくるお金がございますけれども、そういうものもこの基金の予算の中にはもう積んでいる勘定になっています。だから、予算書で、例えば6月定例会、9月定例会なり12月定例会で、いきいき産業支援基金にかかわる分、例えば優良家畜の導入資金の繰り上げ償還がありました、500万円ありましたと。それは収入で受けます。そうしたら、歳出の財産管理費の基金積立金のほうにそのままそっくり500万円をいきいき産業支援基金に積む。ということは、優良家畜導入資金というのは、今年度は8,000万円ですけれども、この基金から取り崩して優良家畜の貸付をしているのですよね、8,000万円を取り崩して。取り崩しというのは、今度、取り崩しのほうに入ってきているのです。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午前 2時09分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なければ、次に、4款衛生費、30ページから、5款労働費、32ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、6款農林水産業費、33ページから、7款商工費、35ページまで。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 33ページ、いいのですよね。19節、交付金関係の農業競争力強化基盤整備事業負担金、これ、資料8ページ、それを見ていて、これもまたちょっと意味がわからないような気もしたので、質問したいのですけれども、この負担金というのは、例えばこの資料を見ますと、28年度繰り越し事業で1億7,000万円ありますよね。それに対して、今回、3,787万円が負担金としてこの1億何ぼの事業に対して負担するという意味なのですか。その辺、お願いします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） この資料8ページは全体事業費ということで、先ほど副町長の説明にもありましたとおり、このうちの25%が地元負担ということで、この負担金の中に入ってくるのですが、今回補正する3,787万円の内訳は、全部繰り越し分ということではなくて、まず、28年度、当年度分の補正がございます。当年度分で478万852円の減額がございまして、繰り越し分ということで4,265万円の増額があります。その差し引きが3,787万円ということになります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 私も実際、農家をやっています、こういう事業にのっているわけなので、補助率とか、そういうものは各メニューによって違うというのはわかっていますので、今回、例えば28年度の1億7,000万円の事業に対して、いろいろ国庫補助とか道補助とか、そして負担が幾らという、そういう%、数字がある程度あれば、こんな質問をしないのですけれども、何もない中で3,700万円という負担ということは、25%と言ったけれども、25%の数字にあわないので、25%にあう事業費というのはどうなのかなという面で、もう一度質問いたしますけれども。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 資料のほうでは、28年度繰り越し事業分ということで、実質、29年度に実施する分を記載しておりますけれども、この全体事業費が1億7,060万円ということで、その25%が4,265万円ということで、これが、ここにはちょっと記載はしていませんけれども、繰り越し分の今回増額ということで、繰越明許費のほうにも入っていると思うのですけれども、その金額というふうになります。当年度実施分は、負担金の額でしかちょっと御説明できませんけれども、当初予定しておりました1,650万円という負担金を、当初予算で組んでおりましたけれども、その見込みが1,171万9,148円ということで、差し引き478万852円の減額ということで、この4,265万円から478万852円を引いた額が、今回補正する額の3,787万円という形になっております。負担割合は、国が50%、道が25%、残りが地元負担というふうになりまして、各農業者の方に負担していただく額というふうになっております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 何か追加質問みたいになって申しわけないけれども、今、補助率が、この数字の動きについては、僕も記録しながら、ちょっと数字的には頭に入っていないけれども、国が50%、この事業に対して、メニューはいろいろある中でも、数字、例えば暗渠とか、草地更新とかという、比率もちょっと違う面もあると思っていますし、それから、道が25%、4分の1ということだと思うんだ。それに対して、あとの残った4分の1は、俗に言う農家さんであれば受益者負担というふうになると思うのですけれども、町の負担も何ぼかあるような気がするのですけれども、その辺の率は、この例えば3,700万円なのかなと思って質問していたわけなのですけれども、そういう数字が出てこないとなれば、単純に4分の1は農家負担で済むのですか。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） ちょっと説明不足のところもありましたけれども、暗渠排水の事業については、道のパワーアップ事業というのがありまして、それで町の負担も入ります。この19節の3,787万円の中には、その分も含めて入っていることになり

ます。ちょっと内訳は今すぐ出てはこないのですけれども。よろしいでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午前 2時19分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副島産業振興課長、もう一度答弁してください。

○産業振興課長（副島俊樹君） 負担金の中には町負担分も入ってございまして、この後、歳入のほうでも出てくるのですけれども、分担金の額、これが今回、2,743万9,000円というふうに補正を上げてはいるのですが、この分が農業者の方から負担していただく額ということで、この差し引きの額が陸別町が負担する額というふうになります。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） いいですか。

次。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、8款土木費、36ページ上段から、9款消防費、38ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、10款教育費、38ページ中段から、11款災害復旧費、44ページまで。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 41ページの10款教育費、社会教育費、19節の文化団体活動推進事業についてお尋ねいたします。これ、リコーダーの全国大会の補助金ということですが、3分の2という話でしたけれども、その3分の2の根拠はどうなのでしょう。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 3分の2の基準でありますけれども、今回のリコーダーコンテスト出場助成事業につきましては、補助金ということでありまして、これにつきましては、スポーツ関係で、あすの条例にも出てきますけれども、スポーツ振興基金条例というのがあります。そこに運用基準というのがあります。その運用基準につきましては、3分の2の補助ということでありまして、それを準用して3分の2ということで、今回の補助金にも当てているところであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） これは該当の子どもたち以外にも、指導者も引率者も同じ割合なのではないでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 指導者におきましても同じ3分の2ということであり  
ます。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今回のリコーダーに限らず、場所や日数によっては、個人や指  
導者の負担がふえると思うのですけれども、今まで上限を設けるという考えが出てきたこ  
とはないのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） ここ最近では、文化系の大会出場の補助につきまして  
はリコーダークラブだけということになりまして、スポーツ関係では全道とか全国大会が  
あります。いずれも3分の2以内の助成ということで、出場選手、それから引率者の分も  
同様な形での負担割合としているところでもあります。なお、上限につきましては、今まで  
上限を設けて実施したという事例もありませんし、運用基準にはそのような規定はありま  
せん。また、ここ最近の中で言いますと、例えばスポーツ関連が多いのですけれども、少  
年団の総会等でありますとか、対象団体等におかれまして、そのあたりの要望だとかと  
いうのは今のところこちらのほうには入ってきていないという状況です。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7 番谷議員。

○7 番（谷 郁司君） 今の関連質問になろうかと思うのですけれども、いわゆる一応予  
算を組む場合には3分の2なら3分の2ですけれども、予期しない負担などが出たとき  
は、あくまでも行った人の、簡単に言えば個人負担というふうに事務的に済ませるの  
ですか。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 大会の出場に関しては、あくまでも補助の基礎とな  
る、根拠となる基準があります。例えば宿泊費でありますとか、交通費でありますとかと  
いうことの基準に基づきまして、事前に出場団体のほうから、宿泊費でありますとか、そ  
れから交通手段等、確認いたしまして、それにのっとって補助をするところでありませ  
けれども、例えば3泊するところを事情によって2泊で帰ってきたということになれば、当  
然、出場経費が減るということで、その分については返還してもらおうという形でありま  
すけれども、逆に3泊予定していたけれども、やむを得ない事情で4泊に延びたという  
ときには、負担がふえるということでもありますけれども、過去におきまして、急遽そう  
いうふうに負担がふえるという事例がないものですから、そのような対応をしたことはご  
ざいませぬ。なお、そのような事例については、その都度、予算の範囲内の中を含めまし  
て、検討していかなければならないかなというふうに思いますけれども、今回、補助金6  
4万4,000円ということでもありますけれども、この額を超えた負担が出てきたとき  
については、すぐ補助金を出せるという状況ではありませんので、他の予算を流用等しなが  
ら、工面できるかどうかというのはその都度の判断になろうかというふうに思っておりま

す。

以上です。

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、歳出全般について行います。

ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみといたします。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 他の関連という質問とあわせるわけにはいかない面もあるけれども、消防団員が減ったことによって予算が減ったとか何かしたというのですけれども、これは団員に対する支出等についてもあろうかと思うし、今後、団員が減った分の補充をした場合にどうなのか。この団員が減ることによって、定数がありますよね、消防団員の。その中からどのくらいのマイナスなのかという質問でお願いしたいのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 高橋総務課参事。

○総務課参事（高橋直人君） 今の御質問ですけれども、現在、団員の定数にあっては56名、現団員数は53名。今、補充に関しては、団員の方にお任せしておりますので、ふえる、ふえないということは、私のほうではちょっとわからないような状況です。例えば報酬でありますけれども、報酬に関しましては、定員数で予算をとりまして、実質、3月までに入る可能性というのを含めまして予算を補正したりしている状況であります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

事項別明細書は、10ページから19ページまでを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正について質疑を行います。

6ページから9ページの第2表から第4表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 歳入歳出全般について御質問いたします。

高齢者共同生活支援施設福寿荘の事業運営に関します歳入歳出についてお伺いいたします。

福寿荘は、御承知のように、火災事故以来、入居者の一部が社会福祉法人が運営しております休止中の認知症対応型グループホームの住居を借りて仮住まいされております。この運営費の計上についてであります。当初予算において、この事業に係る条例に基づく使用料及び食費等の負担金、これについては、歳入については12款使用料及び手数料の中の1項使用料、それから2目の民生使用料1節老人福祉使用料ということで計上されて

おります。そして、19款の諸収入、雑入で高齢者福祉施設負担金で負担金が計上されておりまして。そして歳出では、3款の民生費で需用費、それから委託料、これが計上されておりまして。需用費につきましては、先ほどの副町長の説明の中で、利用者の減に伴う補正がありました。利用人員が大きく変動しているわけでありまして、その他の科目も補正の必要があるのではないかと考えるわけでありまして、お答えいただきたいと思っております。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議員の今の御指摘のとおり、歳入歳出、それぞれ移動があります。今回の補正、燃料代と電気代につきましては補正で減額をさせていただいておりますが、実は火事の後すぐに、消耗品が全部燃えてしまったということもありまして、消耗品が不足しておりまして、予算の中でやりくりをしていって、現在に至っている部分があります。みどりハイツにつきましても、電話回線がなかったものですから、電話も仮設させていただきまして、というふうに電話料のほうにも支出負担増があります。これにつきましては、全部流用ですとか、節内流用で対応してきているところでございます。今、補正可能であるという判断できた燃料代と電気料で補正を行ったというところが歳出の状況であります。

今、歳入の話がございまして、今回、歳入につきましては補正をいたしておりません。こちらは私どものミスであります。本来であれば、この時点で歳入の補正もすべきところであったというところではありますが、いかんせん、失念しておりましたので、可能であれば今後の補正予算の中で計上していって、対応したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 歳入歳出ともに、中の細かなことにつきましては、不測の事態でありますから、取り立てて申し上げることではないのですが、一つ確認なのですが、今、仮住まいされているところは民間社会福祉法人の基本財産に相当する建物であります。これの使用料もしくは借上料、これにつきましてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 法人と、借り上げするときの料金の算定等のときに、実際、借りられるかということも含めて話し合いを行いまして、振興局のほうにも確認をいたしまして、そういう不測の事態であれば、常識の範囲内というか、その法人の中であれば歳入として見ていいよということがありました。うちのほうとしましても、ありがたい話なので、お願いしたいということでやった経緯がございまして。今まで大体、燃える前の福寿荘ですけれども、大体今入っていらっしゃった方が月額2万2,000円から2万3,000円というところの数字で入居料をいただいておりますけれども、北勝

光生会のほうからは、独自に基準をつくっていただいて、月額2万円ということで貸していただいているということでございます。今後も、再建になるまではこの状態で借りていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 利用料もしくは借上料については、ただいま御答弁いただいたことで、今年度は多分そういうことでいいだろうと思います。恐らく相手方である社会福祉法人は、総合振興局に確認したのだろうと思いますが、これは補助金適正化法に引っかかる物件でありますので、無償でいくのが妥当というような回答をしたのではないかと自分は思っておりました。これ、有償となれば、適正化法で、いろいろ届け出とか承認を求めようようなことになるのではないかと、そのように考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 大変申しわけないのですが、私のほうは、法人のほうに確認をしていただいて、こちらで大丈夫ですということを確認して今に至っておりますので、今の御指摘を踏まえて、法人ともう一度話をして、間違いないところでやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今回の補正予算なのですけれども、いわゆる28年度の年度末の補正予算だと思うのですけれども、全般的に歳出歳入を見ますと、簡単に言えば1億8,000万円の補正でいくのですけれども、先ほど私、基金の中でも説明したのですけれども、2億5,600万円の基金が積み立てられる。これは結局、当座の資金運用のために一時よっこしておくという話だと思うのですけれども、総体的に7,500万円ぐらいですか、いわゆる寝かせておく2億5,000万円から1億8,000万円を引くと、入ってくる収入、そこから引くと、7,500万円ほどが今年度の会計をやっている中で節約とか、精査した結果、厳密にこういう数字が出てきたということだと思うのですけれども、この7,500万円を、今後、住民サービスの中で、次年度になろうと思うのですけれども、使っていく上で、2億5,000万円の中に入っていると思うのです、7,000万円というのは。それを政策として、今後、生かしていく方法をとるのか、それとも基金に積みっぱなしの眠り資金にするのか、その辺の考えをちょっと伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 寝かせきりというのはあり得ない話だと思いますが、新年度予算を概略で説明したと思うのですけれども、そのときも取り崩しをしておりますし、今回積んで、そして新年度予算で取り崩して、まだ残金は落ちます。したがって、行政需要に應えるためには、ある程度の蓄えを持って、そしてなおかつそこに充当していくという

基本的な考え方がありますので、やっぱりある程度年度末なりで歳入、剰余金がふえれば、基金に積んでおいて、そしてまた新年度予算ですとか年度途中の行政需要に応じていくと、そういう考え方で今までもやってきていますし、当然、今後も同じ考え方で進めるということになります。したがって、基金に積んだから、一切使わないとか、そういう考え方は毛頭持っておりませんので、そこら辺は御理解をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） そういう執行の仕方で私はいいと思うのですよ。ただ、やはり、例えば先ほどの基金の中で、給食基金がありますよね。その中で1,000万円を積む。総体的にいくと、先ほどの説明でいくと、どれが決算で出てくる数字なのかわかりませんが、やはり今、副町長が説明したように、次年度の中で、簡単に言えばお金を事務的には7,000万円浮かせて、2億5,000万円を積んだということについて、次年度にまた取り崩して使っていくということになれば、やはり目的基金という枠の中からはいった場合には、目的に沿わないものは取り崩しできないと思うので、そうでなくて、すぐ使えるような資金、例えばいきいき基金とか、財政調整基金とか、そういうものに積んだほうが私はいいと思っていましたので、給食に1,000万円積んだのは、ちょっと憤慨なつもりで質問しているのですけれども、どうですか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 給食の基金をつくった経緯がございまして、議員御存じかと思うのですけれども、給食センターをつくって、そして完成後の平常時の毎年度の給食センター維持管理費、職員の人件費を除いて、毎年大体4,000万円を要します、維持管理費ですね。それに対して、限られた一般財源の中で、それを毎年4,000万円ずつ、給食センター維持管理費に充てていくと、一般財源の使途が限られてきて、すごく財政的に厳しい状況になると。そういったことで、当時の議会の御理解をいただいて、給食センター維持管理運営基金というのを作りまして、毎年度、剰余金の中から積んできて、ある程度給食センター維持管理のほうに毎年2,000万円ぐらいずつを取り崩して、一般財源をできるだけ少なくして、ほかのほうに振り分けると、そういう考え方で今進めてきているところです。したがって、毎年度、取り崩し、取り崩していきますと、何年か先には基金がなくなってしまう。それはまずいということで、ある程度残れば何ほかでも給食センターの維持管理運営基金に積んで、1年でも2年でも一般財源の余力を少し残して、ほかのほうに回していくという、そういった部分で給食センター維持管理基金を設置して、基金に積んでいると、そういうことです。その辺については御理解をいただきたいなと。基金条例をつくるときにも議会で説明をさせていただいて、満場一致で議決をいただいて、今日に至っていると、そういったことですので、御理解をいただきたいなというふうに思っておりますし、自由に使えるお金というのは財政調整基金しかございません。そ

れ以外は全て特定目的の基金です。だから、産業振興であれば、当然、いきいき産業支援基金に積むというのは当たり前の話ですし、新たな事業を展開するために出てくれば、ふるさと整備からお金を使うという、そういったこともありますし、福祉関係でしたら福祉基金から充当するですとか、町有林であれば町有林、そういうふうに特定目的の基金がうちはございますので、行政の執行における特定目的の分野については、この特定目的基金の基金を取り崩して使うように予算は組み立てているというのが現状です。したがって、御存じのとおり、29年度予算においてもそうですけれども、28年度においても、当初予算では財政調整基金も6,000万円ぐらい、たしか取り崩してやっていますし、新年度においても1億2,500万円ぐらい、財政調整基金を取り崩して、収支のバランスをとっているというのが予算編成、新年度予算においてはそういう現状で進めていると。当然、議員御存じのとおり、新年度予算においても、この基金から各分野にも取り崩しをして、財源充当して、ある程度これから予測されていますけれども、交付税が年々減っていくという状況が国から伝えられておりますから、やっぱりそういった部分でいくと、一般財源がだんだんだんだん少なくなっていくというのが現状ですから、そこら辺の基金のあり方というのは、私どもはすごく重要になっているなど。つまり、これはこれからの運用においても同じことだというふうに思っています。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第4号平成28年度陸別町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから13ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第5号平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号平成28年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから7ページを参照してください。

4番本田議員。

○4番（本田 学君） 7ページ下の段です。2款医業費、医薬材料費ということで5,782万1,000円ということで、減額ということでもあります。先ほどの説明では、院外処方が10月から始まったということでの減ということではありますが、2点ほどお聞きしたいことがあります。在庫、当然していたと思うのですが、この時点でロスとか、そういうものが出るのではないかなと思います。スムーズにこういうふうになって、半年なので、1億ちょっとの予算の中に、半年で5,700万円というのは、僕自身の中ではスムーズにいったのかなと思っておりませんが、この医薬の材料費は新年度もゼロになることでなくて、入院患者等々に予算をつけていくということになっていくのかなと思っております。その辺の移行したことによってスムーズにいつていることなのかということが1点と、たまたま先月、何年かぶりに風邪をひきまして、初めて院外処方になってから行きました。薬をもらうのに、ファックスを流していただいて、院外処方ということで、薬局に行きました。初めてということで、ファックスを流したので、少し時間がたってから行ったら、薬はできているのかなと思ったら、初めてということで、行ったら一からということで、その辺が、僕的な知識がなかったので、行ったらまたそこから20分とかそのぐらい、いろいろな説明を受けたりとかということがあったので、その辺、そこでファックスを流しておきますといったら、スムーズに行くのだと思って、その辺の説明をきちっとやっていただきたいなと思います。

それと、スムーズにという言い方をしているのですが、そこでおじいちゃん、おばあちゃんとか、来ている人たち、数名、10名弱ぐらいはいて、ちょっと混んでいるときだったので、タクシーで来ている方とか、いろいろさまざまいました。この距離が、前回の一般質問でも言ったことですが、今後、いろいろな問題点が出れば、細かく解決して欲しいなという部分がありますが、現状について、この2点、お伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 丹野診療所事務長。

○診療所事務長（丹野景広君） ただいまの御質問で、医薬材料費が5,700万円の減ということで、ロス等はどうなっているのかということなのですが、できる限り返品等に応じていただけたところは返品等をして、ロスの少ないようにということはしておりますが、先ほど議員もおっしゃっていたとおり、救急ですとか時間外という方のために薬はとっておかなければならないということがありますので、全くロスがないというわけではなく、一定程度のロスは出ているということになります。

それから、新年度の話をして申しわけないのですが、これが医薬材料費自体がものすごく落ちるとは思う、もちろん落ちますが、逆にロス率は高くなるかなというふうに思います。というのは、医薬品は、先ほども言った時間外ですとか救急のために必ずとっておかなければならないということで、通常の患者さんのためには薬は使わないということになってしまいます。ですので、その患者さんたちが来ないとか、そういうことになれば、その分のロスは出てしまうということはい間違いなくあると思います。余談ですが、そういうことです。

それから、先ほど処方箋をファックスしてもらったのでという話でした。院外処方に移行した当初は、窓口で、ちょっと時間がかかりますというような説明を、初めてですかという確認をしていたのですが、最近、ちょっと事務方もなれてしまったのか、余り初めての方が出てこなくなったのか、ちょっと説明不足だったということがありますので、もう一度事務所に返って、その辺につきましてはもう一度徹底させたいというふうに考えています。

それから、ちょっと高齢者の方でタクシーで来られたりとかということで、いろいろな方で混んでいたという部分もあって、いろいろ不便もかけているかと思うのですが、こちらにつきましては、総務課でやっているデマンドというか、バスの運行だとかもあると思うのですが、できる限り皆さんが、一番いいのはなれていただくしかないと思うのですが、できる限りの支援はしていきたいというふうに、考え方もいろいろ考えていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） さまざまな、こういうふうに院外処方ということで決まったことでもありますので、これをどうのこうのという、今考えはありません。いろいろな、こういう細かいことなのかもしれないのですが、出てくるとは思います。

それと、結局、ロスの比率というのは、全体的な1億円のやつが下がって、今の入院とか緊急のためのやつを残すので、そのロス率は上がるというのはよくわかります。より一層、細かい業者さんとの話の中に、ロスを少しでもなくすような努力をしていただきたいなど。というのは、院外にすると、そういうことが、今、全部院外にしているわけではないのであれなのではけれども、僕、院外薬局には賛成です。そういう部分が、多分、ロス

がなくなったりとか、全部移行すればそういうことがなくなったりとか、ジェネリックだとかということが出てくると思うので、現状では、今のこの状況なので、その中で、より一層工夫してやっていただきたいなと思います。

○議長（宮川 寛君） 丹野診療所事務長。

○診療所事務長（丹野景広君） 今、議員御指摘のとおり、薬剤業者とも協議をしながら、仕入れを含めて、できる限りロスの出ないようにということを考えて、今後も続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今の質問と関連すると思うのですけれども、7ページの医薬品関係で、結局5,700万円が不用額になったということは、それだけ病院のほうというか、町民の負担の分と合わせた数字になったことかと思うのですけれども、病院でもらうか院外でもらうか、患者さんからもらうかということだと思うのですけれども、この数字が動く中で、ちょっと聞いた話なのですけれども、いわゆる院外に行ったら、今まで町立診療所でもらっていた数字、同じ薬なのに、何で金額が高いのと。安いならいいけれども、高いのという質問を受けたわけなのですけれども、私的には答えが出なかったのですけれども、院外薬局に行って、何で高いのと言ったら、ジェネリックの薬を使えば安いけれども、そうでない場合には、今までどおりの薬でいった場合には、多少は高くなりますけどという話があったらしいのです。そういった中で、やはり町民の方が、医薬分業の中の理解の中で、少しでも協力しようという動きと、議会も当然それをよしとして認めてきたわけなのですけれども、やはり町民の中に、そういう患者さん負担がふえるという苦痛性と、もちろん病院でもらうのと、行く場合とで、今の言った中でいきさつとか、そういう面では、かなりやっぱり患者さんというか、町民の方がそういう、言い方は悪いけれども、不便さを感じながらも、やっぱり協力して利用しているという形の中での、金額の面についてはどのように押さえていますか。

○議長（宮川 寛君） 丹野診療所事務長。

○診療所事務長（丹野景広君） 個別の金額のそれぞれはちょっと頭の中にはないのですけれども、今、議員御指摘のとおり、同じ薬であれば、間違いなく院外処方へ行けば高くなることは、これは間違いございません。処方箋料はもともと診療所でもっておりましたけれども、そのかわりに処方料というものと調剤料並びにいろいろな何々加算とかという加算料が加わって行って、最終的な薬価になるのですが、お金を払ってもらくと、同じ薬だと、薬価そのものは変わらないので、その加算分で高くなってしまいうということになります。ジェネリックを使っていただきますと、先ほど議員も言っていましたとおり、間違いなく金額は診療所で払った分より下がるというふうになっております。その薬の処方料、28日分出ているとか、7日分出ているですとか、複合でたくさん薬が出ている方とか、1種類しか出していない方ということになりますと、いろいろな数字のばらつきがあり

ますが、単純に言うと、今のように、同じ薬だと、院外へ行くと高くなる。ジェネリックを使えば安くなるという、そういう構図になっております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今までかなり協議会を開いたり、町長の説明を聞いたりして、議会の中で議論をされてきて、今に至っているわけなのですけれども、ただ、我々も失念していたのかもしれませんが、やっぱり同じ薬が何で院外になると高いのという説明が我々としては入っていなかったもので、町民の人に説明を求められたときに、私としてできなかったことについては、やはり議員としては、その辺の説明を、いわゆる薬代のほかにいろいろなプラスアルファがあるというふうに理解しましたので、今後、そういう説明をしていきたいと思っておりますけれども、やはり町民に負担をかけないというのが原則だと思いますので、今後いろいろな面で説明をしていくような方法をとってほしいと思います。先ほどの質問とあわせて。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 院外処方、皆様方にも御説明して、御理解いただいて、時代に即して院外処方ということだったのですが、薬も、やっぱりジェネリックができていない医薬品というのもありまして、何ぼジェネリックを要求しても、それはできていないものはないということで、たまたまそういうふうになる場合もあるのですが、今の喜んでもらっている意見の中には、いろいろな薬をたくさん服用してしまして、そんなにのんで薬同士がけんかしないのかなと、そんなのみあわせ相談とか何とか、今、気持ちよくしてくれるから、ほかで持っている薬も持って行って、どうなのですかと聞いたら、詳しく説明してくれていると、そんな安心感、あと、なれてきたら、かかりつけ薬局ということで、そこら辺の安心感もあるのでないのかなと、そう思うのと、また、いろいろまちの人の流れがそれによって変わって、そこら辺でまた経済効果等も出てきているというのも間違いないことではあるなと思っております。まだ1年たっていないのですが、議員の皆様おっしゃるように、効率のいい運営を心掛けていきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○議長（宮川 寛君） 次に、第2条債務負担行為、第3条地方債の補正について質疑を行います。

4ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第6号平成28年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正

予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第7号平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第7号平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第8号平成28年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから7ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、第2条、債務負担行為、第3条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第8号平成28年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号平成28年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから12ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第9号平成28年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号平成28年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第10号平成28年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午前 3時15分

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第12 平成29年度町政執行方針・教育行政執行方針

---

○議長(宮川 寛君) 日程第12 町長及び教育長より、平成29年度行政執行方針を述べたいとの申し出があります。発言を許します。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕平成29年陸別町議会3月定例会の開会に当たり、町政執行について私の所信と諸施策の一端を申し上げ、町議会議員の皆さん並びに町民の皆さんに町政全般への御理解と御協力をお願い申し上げます。

政府は、今後の経済財政運営に当たっては、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、名目GDP600兆円経済の実現と、平成32年度の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指し、一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス新三本の矢に沿った施策を実施し、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確かなものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。

また、未来への投資の拡大に向けた成長戦略を推進するため、日本再興戦略2016を着実に実施し、希望出生率1.8及び介護離職ゼロに向けて、子育て、介護の環境整備等の取り組みを進め、国民一人一人の希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させるとしています。

しかしながら、所得水準が比較的低い地方においては、いまだに景気回復の実感には乏しいのが実態であります。

このような中、編成された国の平成29年度一般会計予算の規模は、前年度に比較し、7,329億円、0.8%増の97兆4,547億円、そのうち歳入における税収は1,080億円増の57兆7,120億円で、公債金(借入金)は34兆3,698億円と圧縮され、税収は公債金を昨年度に続き上回り、公債依存度は35.3%、前年度に比較して0.3%の減となっています。

公債金の内訳は、建設公債が6兆970億円、赤字公債が28兆2,728億円であり

ます。

また、歳出における国債費（借入返済）は23兆5,285億円、前年度に比較して836億円減少はしたものの、歳出全体の約24%を占めており、引き続き大変厳しい状況にあります。

なお、地方自治体に直接影響のある地方税、地方交付税等の地方一般財源総額については、62兆8,003億円と、前年度と比較して4,011億円、0.7%の増となっており、実質的には平成28年度と同水準が確保されているところであります。

今後、国の財政政策、金融政策、成長戦略が、地方経済にとって景気回復の実感が得られる確かなものとなるよう期待するところであります。

北海道の平成29年度一般会計予算案につきましては、前年度当初と比較し2.5%減の総額2兆7,534億円であり、歳入における道税は6,058億円と、0.9%増に加え、昨年引き続き、財政調整基金を取り崩すなどして赤字予算を回避したものの、道債（借入金）は6,265億円と、歳入の22.8%を占めるとともに、歳出における公債費（借入返済）は7,157億円と、歳出の26%を占め、依然として厳しい財政状況が続いております。そのため、北海道の施策も昨年同様に厳しいものと予想されます。

当町におきましては、平成28年度に第5期陸別町総合計画及び陸別町人口ビジョン・総合戦略の見直しを行ったところでありますが、これらの各種計画や地方創生の観点から、地域が成長し、活力を取り戻すためのまちづくりの視点のもと、新しい公共の形成を目指した地域づくりと、ふるさと陸別町の活力ある地域の創生に向け、取り組んでまいります。

いま一度町議会議員の皆さん並びに町民の皆さん、職員ともども、知恵と工夫を出し合って、大胆な発想の転換を図ってまいります。

また、人口減少の克服や、高齢化を見据えた安全で安心なまちづくりや、酪農業や林業などの基幹産業はもとより、町内の産業全体の担い手の育成・確保や、雇用対策、地域交通の維持と確保など、取り組むべき課題が多くあります。

さらに、地方交付税の算定においては、トップランナー方式が導入されるなど、今後の削減が予想され、厳しい財政運営を余儀なくされていく中、町民の皆さんが安心して安全に暮らせるまちづくりを進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

平成29年度の陸別町予算の総額につきましては、60億7,839万円で、前年度当初予算と比較しますと3.39%、1億9,924万円の増額、一般会計では45億5,923万円で、6.92%、2億9,523万円の増額となる予算を計上いたしました。

一般会計の地方交付税につきましては、国の地方財政計画等の動向を見きわめながら、前年度の予算と比較して0.75%増額した21億7,910万円を計上いたしました。

臨時財政対策債につきましては、平成28年度当初予算額と比較し6.9%減額した1億800万円を計上いたしました。

また、今年度は、財政調整基金、いきいき産業支援基金や公共施設等維持管理基金など、3億7,720万円を取り崩し、地方債も5億4,950万円を借り入れて、収支のバランスを図ったところであります。

なお、一般会計、特別会計の前年度当初予算との比較につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、新年度当初予算案に計上しました主な事業の概要について、項目ごとに御説明申し上げます。

まず初めに、防災行政無線（愛の鐘）整備事業についてであります。平成28年度から5年計画により順次設備の更新をするもので、今年度はデジタル無線設備及び簡易中継局1基、屋外子局1基の更新を行います。

次に、町民の皆さんの町内における外出機会の拡大など、交通手段の充実を図るために、昨年11月から実証実験の期間として運行を開始しましたコミュニティバスについてですが、これまでに町民の皆さんからいろいろな御意見をいただきましたので、4月から運行方法などを見直し、委託する事業者との連携を図り、安全を第一として、本格的な運行を行ってまいります。

次に、携帯電話の不感地帯の解消についてですが、作集、上陸別地区においては、現在も携帯電話が通信できない区域があります。この地区の携帯電話の不感解消を図るため、新たに移動通信用鉄塔を整備するために必要な経費を計上いたしました。

次に、ふるさと納税促進事業についてですが、新年度において、寄附を受け入れるシステム及び地元の産品などをお礼品として送付するシステムを整え、ふるさと納税を促進するために必要な経費を計上いたしました。

次に、移住・定住対策についてであります。当町では、移住体験者の受け入れのため、長期滞在型移住体験住宅を含む3棟を完備するとともに、移住者の受け入れのため、定住促進住宅6戸を北海道森林管理局十勝東部森林管理署と賃貸契約し、さらに移住産業研修センター8戸を新たに移住される方のための住宅として確保しており、一層当町への移住につながるよう期待するところであります。

都市圏での移住・定住促進の情報発信などにつきましては、昨年11月1日に株式会社エイデル研究所と協定書を締結し、陸別町東京事務所を開設したところであります。

また、都市圏からの人材誘致などを目的として、昨年実施しました新農林業人材発掘プログラム事業につきましては、継続して実施いたします。

新たに陸別町の定住人口の確保対策として、移住・定住する方の住宅取得、リフォームを奨励する陸別町移住定住住宅建設等補助事業の実施のために必要な経費を計上いたしました。

次に、地域経済の活性化と雇用の創出を図るための地域活性化推進事業についてであります。引き続き専門員を配置し、新事業の研究や地域ブランドの開発を進めてまいります。

また、りくべつチャレンジ・プロジェクトでは、今年度もミネラルウォーター開発事業として、500ミリリットルの「陸別百恋水」を3万本委託製造し、引き続き陸別町のPRと町内外での販売強化を図ってまいります。

薬用植物研究事業では、事業化に向けた調査研究と地元有志による組織化の検討など、引き続き取り組んでまいります。

地域おこし協力隊員につきましては、商工観光推進員、新事業支援推進員、酪農支援推進員、商工支援推進員、産業振興推進員を雇用し、当町の産業振興の活性化を図ってまいります。

次に、保健福祉関係について申し上げます。

当町の高齢化が進む中、高齢者が健康で明るく地域における生活を続けるために、高齢者等交通費助成事業などを継続するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の実施や、社会福祉協議会による透析患者の通院にかかわる移送サービス事業への支援、将来的に独居の高齢者や障がい者の支えとなる成年後見支援事業などについて、引き続き推進してまいります。

消費税率引き上げによる影響を緩和するための給付措置である臨時福祉給付金の支給につきましては、対象者が漏れなく受給できるよう取り組んでまいります。

防犯灯の改修事業によるLED化につきましては、今年度は緑町地区の26灯について引き続き設置してまいります。

昨年、火災により焼失しました高齢者共同生活支援施設、福寿荘につきましては、地域のニーズに応じて居室をふやし、あわせて消防設備の充実などを図った新たな施設を建築するために必要な経費を計上いたしました。今後は、より安全な施設の管理運営体制を確保してまいります。

次に、子育て支援についてであります。

少子化・核家族化により、子どもを産み育てる環境が大きく変化しています。このような社会状況の中、陸別の次代を担う子ども一人一人の成長を地域社会全体で応援するとともに、子育て世帯の負担軽減のため、支援していくことが必要となっています。

平成28年度に創設いたしました出産子育て支援祝金制度や、陸別保育所、子育て支援センターの運営、陸別保育所の多子入所にかかわる保育料の軽減、給食費の助成、保育ママ利用助成などの各種事業についても従来どおり進め、保育サービスの充実を図っていく所存であります。

子ども医療費助成事業につきましても、安心して子育てができる環境を築いていくために、満18歳までの入院、外来の自己負担分の無料化について、継続して実施していくための予算を計上いたしました。

また、重度心身障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業につきましても、これまで同様に継続してまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある人たちが総合的かつ計画的に必要なサービ

スを利用しながら地域生活が続けられるよう、社会参加の機会を確保し、共生社会を実現するための地域支援事業の充実を図ってまいります。

また、社会福祉法人北勝光生会が実施する、利用者の高齢化に伴う身体機能低下の予防と冬期間の運動不足解消、職員の研修施設を兼ねたみどりの園機能訓練棟整備事業を支援するために、必要な予算を計上いたしました。

保健事業では、町民の皆さんに明るく健康な生活を送っていただくため、引き続き各種健診の機会を確保し、受診率の向上を図り、疾病の早期発見、早期治療につながるよう努め、あらゆる機会を利用して健康についての相談や指導について継続してまいります。

なお、マイナンバー法に基づく新たな予防接種の情報提供管理として、健康管理システムの導入に必要な経費を計上いたしました。

昨年、男性も対象とする制度の見直しを行った特定不妊治療助成事業につきましては、経済的負担の軽減を図るとともに、当町に産婦人科の医療機関がないため、妊婦の定期健診は町外の医療機関を受診せざるを得ない状況にありますので、継続して実施するために必要な予算を計上いたしました。

予防接種では、新たにおたふくかぜワクチンとロタウィルスワクチンの接種について、独自助成を行うための経費を計上いたしました。対象となる町民への周知と接種について取り組んでまいります。

なお、保健センターにつきましては、供用開始から13年が経過し、施設や設備機器の更新や改修が必要となっており、平成32年度までの4年計画で整備を実施してまいります。

今年度につきましては、屋上の防水工事と温水器などの更新に必要な経費を計上いたしました。

次に、雇用対策であります。町内季節労働者、短期労働者の雇用の安定化を図るために実施している町単独の緊急雇用対策事業及び町単独の雇用促進事業についても、町内の事業所等における雇用の促進させるために、引き続き必要な経費を計上いたしました。

また、当町の基幹産業である酪農業、林業、福祉などにおける職場の人手不足を解消するため、陸別町産業担い手対策協議会、仮称であります。設置して、取り組んでいきたいと考えております。

次に、基幹産業である農林業についてであります。

酪農畜産業は、地域産業の核として重点的に取り組む必要があります。牛ウイルス性下痢・粘膜病の検査により、持続感染牛の摘発、淘汰を行い、生産性、収益性の向上を図るため、陸別町酪農畜産クラスター協議会への支援を行います。

また、経営安定のための各種資金利子補給事業、新農業人育成事業などの農業施策についても、内容を充実させて継続して取り組んでまいります。

優良家畜導入支援事業につきましては、現行の事業は平成29年3月31日までとなっておりますが、これを5年間延長し、必要な経費を計上いたしました。

道営事業では、第2上陸別地区道営畑地帯総合整備事業が今年度から実施されるため、応分の負担金について予算を計上いたしました。

また、道営農地整備事業、農業競争力強化基盤整備事業につきましては、引き続き必要な経費を計上いたしました。

次に、農畜産物加工研修センター関係であります。

現在、ブランド開発により、りくべつ鹿ジャーキーを初めとする鹿肉を使用した製品や、りくべつ低温殺菌牛乳、この牛乳を使った「りくべつミルクのおあずけプリン」などを販売しているところですが、引き続き地場産品の開発、販売を進めてまいります。

次に、林業関係であります。

町有林野管理事業につきましては、国有林分収林、町有林を森林環境保全整備事業の補助事業として整備を進めてまいります。さらに、森林整備は地域雇用に大きく寄与しており、町の単独施策であります民有林造林促進事業や、林業長期就労促進担い手対策事業、退職金共済制度加入促進事業により、林業従事者の所得増を図り、雇用促進対策として町が負担する事業を継続してまいります。

また、昨年、町内で大きな被害が発生したカラマツヤツバキクイムシの対策につきましては、町有林でも対策事業を実施するほか、民有林造林促進事業に必要な経費を計上いたしました。

森林の保全対策としては、平成31年度までの3年計画で、弥生地区小規模治山事業を新たに着手するために、必要な経費を計上いたしました。

次に、商工業の活性化施策についてであります。

町内商工業者の健全な経営及び設備投資のための中小企業融資制度預託金、融資制度保証料補給及び利子補給事業につきましては、経営の安定、商工業の振興を図るために継続してまいります。

昨年制定いたしました陸別町小規模企業振興基本条例に基づく施策として、利子補給事業の一部を改正して実施するため、必要な経費を計上いたしました。

商工会が今年度も実施するプレミアム商品券発行事業につきましては、消費喚起と地域経済の活性化のため、額面に20%のプレミアムを付与することとして、必要な経費を計上いたしました。

平成21年度から日産自動車株式会社への支援策として実施しております日産自動車購入助成事業につきましては、継続してまいります。

次に、観光関係であります。

全国規模で知られるようになった本町の資源である「しばれ」を生かした観光イベント、しばれフェスティバルは、今回が37回目となります。今後とも町民の皆さんの御理解と御協力をいただき、さらなる発展をするものと確信しております。

また、観光協会が独自事業として取り組んでいる、ふるさと銀河線りくべつ鉄道まつりにつきましても、昨年度に引き続き2日間の日程でのイベント開催が予定されております。

す。

商工会が積極的に取り組んでいる旧ふるさと銀河線敷地内での列車等を活用した、ふるさと銀河線りくべつ鉄道は、商工会からの要望を踏まえ、今年度は、3番線ホームの改修に必要な経費を計上いたしました。

銀河の森天文台は、名古屋大学を初めとする各研究機関と町における社会連携に関する情報交換、事業協力及び交流活動を通して地域振興の推進を図ってまいります。

また、スターライトフェスティバルや季節ごとの観望会など、館長と協議の上、各種イベントを企画し、より多くの来館者が訪れ、親しまれる天文台にしてまいります。

消費者対策につきましては、月2回の消費生活相談窓口を開設し、相談業務を実施しているところです。今後も消費生活専門相談員との連携のもと、消費者の問題に対し迅速な対応がとれるよう、相談窓口の充実を図ってまいります。

次に、道路網の整備についてであります。

高速道路は、避難、救助、物資輸送などで果たす役割は大きく、また、命をつなぐ道として、高規格幹線道路網の整備が必要不可欠であります。

十勝オホーツク自動車道の小利別―訓子府間につきましても、平成29年度中の完成が予定され、長年の懸案事項でありました陸別―小利別間も着工されました。

今後も、小利別―訓子府間と陸別―小利別間、両区間の早期完成と陸別―足寄間の凍結解除に向け、引き続き強く要望してまいります。

道道津別陸別線の下陸別、中陸別、止若地区の危険箇所の線形改良等につきましては、工事などが進められているところでありますが、引き続き早期完成に向けて要請活動を行ってまいります。

町道整備についてであります。

町道若葉4号線2号通り測量設計委託業務及び町道殖産4号線、町道新町5号通り、町道川向伏古丹連絡線、町道通学路の道路改良工事などにかかわる経費を計上いたしました。

町道にかかる橋梁につきましては、昨年、調査設計を行いました上陸別橋の補修事業に着工いたします。

町道の除排雪につきましては、現在、町内業者への委託業務により、多くの区間の除排雪を行うとともに、きめ細かな除排雪を実施しておりますが、除雪車両につきましては、除雪作業の充実を図るため、除雪専用車1台を購入するための経費を計上いたしました。

街路灯の改修事業によるLED化につきましては、今年度は恩根内連絡線ほか3路線の街路灯、15基について引き続き設置してまいります。

なお、省エネルギー化のため、引き続き公共施設のLED照明への改修、導入もあわせて進めてまいります。

河川改修についてであります。

当町が管理する普通河川止若川、小利別川などの護岸補修工事などに必要な経費を計上

いたしました。

住宅整備についてであります。

町営住宅整備事業につきましては、新町団地の1棟3戸の住宅建設及び外構工事、1棟4戸の住宅解体を実施いたします。

また、若葉団地の住宅1棟16戸と、第2新町団地の住宅2棟6戸の屋根防水工事、緑町団地住宅2戸へのユニットバス等設置、つつじヶ丘団地の雁木通路防滑工事、同じくつつじヶ丘団地の住宅3棟13戸の電気温水器の更新工事を実施いたします。

消防関係につきましては、昭和59年に購入いたしました消防団用消防車、小利別1号につきまして、老朽化に伴う車両の更新にかかわる必要な経費を計上いたしました。

災害対策としましては、今年の台風による水害や土砂災害を踏まえまして、防災訓練を実施いたします。

また、災害発生時に目視が難しい災害現場の情報収集に大変有効なドローンを購入するとともに、市街地における避難場所を周知するため、避難所看板の設置にかかわる必要な予算を計上いたしました。

教育関係につきましては、教育委員会の意向に基づき、昭和48年に建設された教員住宅の老朽化に伴う1棟2戸の建てかえに伴う外構工事と、昭和53年と昭和55年に建設された2棟4戸の住宅の建てかえのための実施設計にかかわる必要な経費を計上いたしました。

また、語学指導及び国際交流事業の充実を図る観点から、外国人の英語指導助手招へい事業につきましては、引き続き所要の経費を計上いたしました。

次に、診療所の運営関係について申し上げます。

国民健康保険関寛齋診療所の運営につきましては、町内唯一の医療機関として、町民の皆さんが安心して住み続けるための施設であります。昨年10月から、皆さんの御理解をいただき、医薬分業の観点から院外処方を実施いたしましたが、今後とも関係職員と一層の努力を重ね、収支改善とともに医療体制の確立維持に努めてまいります。

今年度につきましては、保健センターとあわせて、屋上の防水工事に必要な経費を計上いたしました。

次に、簡易水道事業及び公共下水道事業関係について申し上げます。

簡易水道事業につきましては、町道新町5号通り配水管布設替工事及び町道通学道路配水管新設工事、トナム地区配水管路地質調査測量設計、平成31年度まで継続して行う陸別浄水場ほか機器更新事業などに必要な経費を計上いたしました。

下水道事業につきましては、平成9年度から供用開始しており、水洗化率は90.2%になっております。

今年度につきましては、浄化センターの自動スクリーン破砕機及び脱臭ファン分解整備や、施設内の照明器具のLED化、長寿命化のための機器更新工事などに必要な経費を計上いたしました。

介護保険事業関係について申し上げます。

今年度は第7期介護保険事業計画の策定年となりますので、将来的な展望を検討していくに当たり、日常生活圏域ニーズ調査を実施するための必要な経費を計上いたしました。

国民健康保険事業、後期高齢者医療につきましては、所要の予算を計上いたしました。

明治35年、関寛翁が斗満に入植し、本格的な開墾から本町の歴史が始まりました。

大正8年、足寄外三村戸長役場から分村し、酷寒の地にて、多くの先人の不屈の開拓精神とたゆみない努力により、たび重なる冷害、凶作に見舞われながらも、大地に鋤を振るい、本町の基幹産業である農業への開墾を始めてから、平成30年には開町100年となります。町民が参加する記念事業を実施するため、実行委員会的な組織を立ち上げ、準備を進めていきたいと考えております。

以上が、平成29年度の町政執行に臨む所信と主な施策、予算であります。

国においては、経済の好循環が生まれているとされていますが、いまだに地方にまでは十分波及しているとは言いがたく、先行きについては依然として楽観できる状態にはありません。

したがいまして、今こそ未来への投資のため、創意工夫と新たな視点での産業、保健福祉、教育などの各分野において、雇用の維持拡大を含めた積極的な施策に努めなければならないと考えております。

課題も多く、今後、難しい局面を迎えることも予想されますが、誰もが住みやすい、安心・安全なまちづくりを行い、町民の皆さんと一緒に、「小さくても清らかで輝きのある町」を目指して努力していく所存であります。

議会並びに町民の皆さんの一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、平成29年度の町政執行方針といたします。

○議長（宮川 寛君） 次に、野下教育長。

○教育長（野下純一君）〔登壇〕 教育行政の執行につきましては、平素より町議会を初め町民皆様の深い御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成29年度の教育行政の主要な方針を申し上げます。

昨年は、台風など、大きな自然災害に見舞われ、地球全体の気候変動や温暖化が身近な問題であることを実感させられました。

また、人工知能の活用が身近に便利な機能として取り入れられてきている実感も増してきております。

これからの生活や働く環境に大きく変化があらわれてくると予想されます。

このような未知と不確実な時代にこそ、前向きな人生観を育てる教育が求められております。

その教育の原点は、「ふるさと」から始まっていくものであります。

ふるさとの産業、文化を子どもたちに理解してもらい、陸別町の未来を切り開く力を育むことが大切であります。

町ぐるみで学び合う生涯学習の充実に努めてまいります。

第1、生涯学習の推進であります。

生涯学習の推進につきましては、「学びあい・支えあい・郷土あい」をスローガンに掲げ、みずから学ぶとともに、その習得した知識や技能を生かし、まちぐるみで「きらり光るりくべつの子ども」を育む活動につなげてまいります。

こうした活動の機会として、ふるさと教育を推進しております。

ふるさと教育は、地域の団体やサークル、企業や、さまざまな階層の方々の協力のもと、多種多様な体験活動が行われており、子どもたちは体験を通じて社会性や規範意識を身につけております。

ふるさと教育とグローバル化は対峙する関係ではなく、家族を愛し、ふるさとを愛し、祖国の文化や伝統を愛する者こそ、他国の人々の思いや願いもよく理解できるものであり、ふるさと教育の推進は、まず地域を愛し、地域に学び、地域を胸張って語り、ふるさとを大切にする子どもたちの育成を目指して推進しているところであります。

第2、学校教育の推進であります。

小中学校の学習指導要領の改定案が公表されました。小学校が平成32年度から、中学校が平成33年度から、順次実施されてまいります。

全体として、知識を教え込むのではなく、子どもがみずから問いを立て、多面的、多角的に考え、問題を解決する力を育てることを目指している内容となっております。移行期間を踏まえ、適切に対応してまいります。

今年度も、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成、信頼される学校づくりを柱とし、陸別町の特性を生かした強い学校づくりに取り組んでまいります。

強い学校づくりとは、「陸別の子は陸別で育てる」を柱に、教職員一人一人が地域とともに歩み、子どもたち一人一人の資質や能力に向かい合い、学びの系統の視点に立った工夫と改善に取り組み、子どもたちの目が輝いている学校のことであります。

確かな学力の向上であります。

学校教育においては、言語活動を軸にしながら、考える力を育む取り組みが行われております。

陸別小学校では、朝学習と朝読書の実施のほか、複数による指導を一部取り入れ、家庭における学習の時間の設定など、学習の習慣化を重点に取り組めます。

陸別中学校では、数学科の習熟度別学習や複数教員による指導の取り組みや、朝と放課後の個別指導により、学力の充実に努めてまいります。

平成29年度全国学力・学習状況調査は、4月18日に予定されております。

子ども一人一人の学習の状況や課題について、小・中学校の連続性を学校全体で共有し、授業及び学校改善に取り組むよう努めてまいります。

保護者に対しては、調査の結果を踏まえた課題と改善方策を配布し、現状の理解と改善方策が反映されるよう努めてまいります。

家庭学習の定着を図るため、学校と家庭との学びの連続性の確保を図り、生活習慣の形成に努めてまいります。

次に、豊かな心と健やかな体の育成であります。

道徳教育では、豊かな心を育てるために、学校全体で取り組みを推進し、道徳の時間の指導と各教科との関連を図った指導のあり方を工夫していくことがこれからの課題であります。

陸別の子どもたちは、児童生徒数が少ない中、みんなで協力してなし遂げる大切さを日常的に体験しており、学校にとどまらず、地域の行事に積極的に参加し、そのふれあいの過程でコミュニケーション能力が養われ、達成感と自己肯定感が育っております。

いじめの問題については、日常から、いじめは人間として絶対に許されないという学校の方針を明確に伝えるとともに、児童生徒が、お互いにいけないことを感じあえる取り組みが重要であります。教師一人一人が、いじめは起きているかもしれないという意識を持ち、学校が児童生徒を守るという信頼関係を築き、アンケート調査のみに頼ることなく、日ごろの教育相談などを通じ、早期発見、早期対応を学校全体で取り組み、子どもたちが発するサインを見逃さないきめ細かな対応に努めてまいります。

あわせて、PTA活動を通して保護者同士の交流を深め、いじめが起こらない環境を周囲から築いていくことが重要であり、これまでの取り組みを支援してまいります。

また、スマホなど、情報通信機器の普及に伴うさまざまな影響が指摘されており、あわせて情報交換を行ってまいります。

健やかな体を育成するために、スポーツの楽しさと達成感を味わうことができる体育学習の充実に努め、全国体力・運動能力等調査結果をもとに、体力、運動能力の向上の取り組みを継続してまいります。

また、外で遊ぶ機会が少ないことから、徒歩による登下校など、日常における体力づくりの推進に努めてまいります。

中学校の柔道の授業については、技術面、精神面の達成度などを見きわめ、今年度も安全に十分注意を払いながら進めてまいります。

今年度も児童生徒の保護者や教職員に対し、町が実施するインフルエンザ予防接種補助制度の周知徹底を図り、集団感染の予防に努めてまいります。

また、薬物乱用防止教室を開催し、健康面に対する正しい知識の普及に努めてまいります。

フッ化物洗口については、北海道歯科保健医療推進計画に基づき、陸別小学校において希望者に対し実施しており、今後も歯の健康増進に努めてまいります。

次に、信頼される学校づくりについてであります。

学校内においては、子どもたちの安全を第一に、危機意識を持って日常の点検を行うとともに、報告、連絡、相談がふだんから励行されているかを確認し、情報を全体で共有していることが信頼されることの基本であります。

学校は、校長の経営方針に基づき、教師個々の授業力の向上を図るとともに、教員となった原点に立ち、校内研修を深め、尊敬される教師を目指し、日々努力を積み重ねていくことが大切であります。

学校だよりの地域回覧や地域参観日など情報公開に努め、各種行事や公開教育研究大会などに地域の方々が参加しやすいよう取り組んでまいります。

また、学校評価の結果の分析及び公表を通して、保護者の思いや期待に応える授業づくり、学校づくりを進めるとともに、保護者や地域住民の方々に学校運営の状況を周知し、地域に開かれた学校づくりを進めてまいります。

なお、学校運営協議会については、小中連携教育や学校評議員、PTAなどの活動と関連が深いことから、十分な理解と現状に沿った対応が必要であり、今後、慎重に検討してまいります。

教員の研修については、校内における組織的な研修、研究活動を充実するほか、十勝教育研修センター研修講座等への参加、教育局指導主事の指導を受けながら、資質向上に向けて取り組んでまいります。

教職員の服務規律の保持につきましては、機会あるごとに注意を喚起しながら、交通違反や飲酒運転の根絶など、不祥事の未然防止について、指導の徹底に努めてまいります。

また、体罰については、根絶に向け、教職員に対して指導を徹底してまいります。

児童生徒の安全確保についてであります。

登下校時における児童生徒の安全確保につきましては、日ごろの児童生徒に対す指導を初めとして、通学路の再確認や交通安全教室を開催して指導の徹底を図っております。

また、小学校においては、校区支援ネットワークの取り組みに対し、市街地の全自治会から御理解をいただき、引き続き登下校時の街頭指導に御協力をいただいております。

子どもたちを地域の大人の目で見守り、関係機関と情報の共有化を図りながら、安全確保に努めてまいります。

特色ある教育活動といたしまして、義務教育9年間を見通した小・中学校連携教育推進事業が継続して取り組まれているほか、平成26年度、小・中連携、一貫教育実践事業の指定を受け、小学校6年生の中学校体験登校などを実施しております。

小・中連携、一貫教育実践事業については、平成28年度で指定は終わりますが、今後、学習指導要領の改訂に伴う教育課程の編成を踏まえ、実践事業の成果と課題は、小・中学校連携教育推進事業に生かしてまいります。

小学校と保育所の連携であります。保・小連携連絡会推進会議を開催し、小学校へ園児を招いての交流などを実施しております。今年度も引き続き連携を深めてまいります。

中・高の連続性については、陸別中学校卒業生へのアンケートを実施しており、今後、活用を図ってまいります。

土曜授業につきましては、学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら、社会全体で育てるという土曜授業の理念が、陸別町が進めてきた小・中連携や地域連携の研究

テーマと合致し、地域の皆様にはふるさと教育やキャリア教育の特別な日として御理解をいただき、また、学校としても、自主的な生徒会活動や生活リズムの確立など、充実や改善に期待されるものとして公開し、実施してまいりました。平成28年度で指定は終わりますが、今年度も引き続き土曜授業の趣旨を御理解いただき、地域の学校として愛されるよう、実施していく方針であります。

特別支援教育及び発達支援につきましては、保護者及び関係機関との連携を図り、専門員の派遣とあわせ、学習支援員等の配置を行い、支援の充実に努めてまいります。

英語指導助手の招へいであります。

グローバル社会に適応していくためには、自分の意見を伝えることができる人を育成する教育が必要と言われております。そのため、学習指導要領の改訂案では、小学校3年生から外国語になれ親しむ活動を導入、5年生からは外国語科の教科へ格上げし、コミュニケーションを図るための基礎的な技能を身につけることとしております。

直接英語圏の文化や価値観と触れながら、異文化を理解し、親しみを感じることが出来る教育に期待されます。

あわせて、ラコーム市との交流の絆をつないでいく役割も果たしており、引き続き英語指導助手の招へいについて所要の予算を計上いたしました。

陸別中学校は、今年度、開校70周年を迎えます。70周年記念事業協賛会が設立され、「至誠の未知は未来へつなぐ、友と学んだ70年」をテーマに準備が進められております。記念事業に対し、所要の予算を計上いたしました。

第3、社会教育の推進であります。

社会教育の推進につきましては、第8期陸別町社会教育計画に基づき実施してまいります。

体験講座につきましては、「わくわく体験」や「水中生物講座」、「ラフティング」など、「りくべつ学」としてふるさと教育との連携を進めてまいります。

社会教育講座ヒップホップダンス教室は、陸別町文化祭での発表を伴う成果発表型の体験講座であり、継続拡大に取り組みます。

生活体験講座につきましては、児童を対象に料理体験を中心に継続しておりますが、今後、家庭教育との連携を図りながら、子どもたちに寄り添った幅広い社会教育サポーターの人材の確保と、家庭のニーズを把握し、参加しやすい内容に努めてまいります。

中学生等海外研修派遣事業は、中学校2年生を対象として9月に、冒険・体感inとうきょう派遣事業は小学6年生を対象として1月に実施する計画であります。体験を通して生きる力が身につく、成長に大きく寄与しているこの二つの事業は、陸別ならではの研修事業であり、今後も継続してまいります。

とかち家族だんらんノーテレビデーにつきましては、家族団らんのよい機会となっていることから、今後もアンケートをとりながら継続してまいります。

公民館につきましては、子どもの体験活動、大人の学びの拠点施設として機能を充実さ

せていくことを目標とし、社会教育活動の展示など、可視化を目指してまいります。

新たな読書推進事業として、児童から印象に残っている本や友達に読んでもらいたい本を紹介してもらう、「ぼくの・わたしのおすすめ本」に取り組んでまいります。

学童保育所につきましては、平成27年度から対象児童を小学校6年生まで拡大しており、ほぼ定員の30名近くの入所となっております。

今後も小学校や保育所と連携しながら、内容の充実に努めてまいります。

高齢者教育につきましては、昨年、これまでのことぶき学級を閉級し、新たにりくべつことぶき大学を創設しました。現在、28名の方が登録されております。今年度も見学研修を主体に、外に出る機会やみんなで学ぶ場をふやしていく予定です。参加者の意向を踏まえながら、内容の充実に努めてまいります。

第4、文化の振興であります。

文化芸術分野につきましては、陸別町文化協会の活動を中心に、陸別町文化祭や町民文芸誌あかえぞの発刊、ふるさと劇場の活動が継続して取り組まれております。

次世代への継承が課題となっておりますが、文化祭における児童によるよさこいやヒップホップダンスなどの出演や、ふるさと劇場における地元音楽グループの参画など、多世代交流や地元文化との協働による取り組みの広がりを支援してまいります。

第5、文化財の保護と活用であります。

陸別町の文化財につきましては、関寛斎を初め、国指定史跡ユクエピラチャシ跡や町指定文化財、郷土資料など、地域資源の一翼を担っております。

昨年、中斗満郷土資料室の展示収納がおおむね終了し、ことぶき大学の移動研修として見学されるなど、今後はそれぞれの文化財の活用を図ってまいります。

関寛翁の顕彰活動につきましては、生誕の地、東金市を初め関寛翁の功績を顕彰する全国的な活動の広がりとともに、関寛斎資料館の来館にあわせ、旧関牧場施設周辺を訪れる人もふえております。

施設内に復元された当時をしのぶ建物が、昨年の気象被害により一部損壊したため、修復に対する助成について、所要の予算を計上いたしました。

第6、スポーツの振興であります。

スポーツは、心身ともに健康な生活を営み、人と人との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成する上で不可欠なものであり、あらゆる機会や場所において、自主的かつ健康状態に応じてスポーツを行うことができるように推進しなければなりません。

当町では、体育団体、各種サークル、自治会など、地域の連携と交流を促進する施策を実行するとともに、スポーツ施設の適切な維持管理やスポーツを楽しむ機会の提供に努めてまいります。

町民スポーツレク大会は、節目となる第50回を迎えます。昨年は台風被害の影響で中止となりましたが、今年度は好天に恵まれ、町民の皆様が一堂に会し、健康と体力増進と親睦が深められるよう、8月に開催することとしております。

スポーツを楽しむ機会の提供であります。教育委員会主催の「スポーツの集い」や、各体育団体主催のソフトボール、パークゴルフ、ミニバレーなど、各種大会にも幅広く町民が参加して楽しめるよう、各協会と連携、協力に努めながら実施してまいります。

また、年齢に応じた体力づくりを推進するため、町民向けの体力テストを実施してまいります。

今年度も、スポーツ推進委員や体育連盟、スポーツ少年団、さらには保健福祉センターとの連携を図りながら、町民全員が生涯を通じてスポーツや健康づくりに親しめるよう、その環境を構築してまいります。

また、スポーツ振興基金については、運用益金を充当し、スポーツ活動における全国、全道大会出場者及び各種指導者講習会などに助成しておりますが、近年の預金利率の低下により、運用益金が低い状態が続いているため、当該基金条例の改正を提案しております。

#### 第7、給食・食育であります。

給食事業は、地域の産業振興に寄与し、家庭愛をつなぎ、そして食の大切さを学ぶ食育を推進するものであります。

食物アレルギーを持つ子どもたちへの対応や、衛生管理を徹底し、安全で安心できる給食の提供を行ってまいります。

また、給食の内容としては、成長に必要な栄養バランスがとれる多種多様な献立を作成し、地域の食材等も活用しながら、おいしく楽しい給食を提供してまいります。

子どもに対する食育として、食育授業や食育用圃場を活用した収穫体験などを通し、食に関する興味を深める取り組みを進めてまいります。子どもたちが郷土の恵みに対して感謝の気持ちが育つよう推進してまいります。

保護者や地域に対する食育としては、主に給食だよりを通じて、給食及び食事についての情報提供を行ってまいります。

また、地域の方に対して、給食の試食会等を実施してまいります。

#### 第8、教育施設等環境整備であります。

平成29年度における主な環境整備は次のとおりであります。それぞれ所要の予算を計上いたしました。

教員住宅関係では、平成28年度の繰越明許であります。教員住宅、新築1棟2戸。

コンピューター整備関係では、小中学校校務用パソコンソフト更新34台、同じく児童用、生徒用パソコンソフト更新43台。

I C T活用教育整備関係では、中学校インターネット無線環境整備、普通教室。

公民館関係では、図書室省エネ、LED化。

体育施設管理関係では、わかばパークゴルフ場排水整備工事。

タウンホール維持管理関係では、管理用備品の購入、椅子、テーブルが主なものであります。

第9、協働と未来についてであります。

「ふるさと教育」、「キャリア教育」、「りくべつ学」を通して、陸別町の豊かな自然環境、歴史と文化、産業基盤を生かした地域教育力を育み、新しい社会をつくり出す子どもたちの生きる力をまちぐるみで育てる陸別型の体験教育の醸成に努めてまいります。

これからも、学校、家庭、地域や各関係機関と連携を深め、教育行政を推進し、町民の負託に応えるよう努めてまいりたいと思います。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（宮川 寛君） ただいま町長、教育長から、平成29年度町政執行方針並びに教育行政執行方針が述べられました。

この執行方針にかかわる一般質問の追加は、本日午後5時までに提出してください。

---

### ◎散会宣告

---

○議長（宮川 寛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 4時16分